

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年8月9日提出
【計算期間】	第42特定期間(自 2018年11月13日至 2019年5月10日)
【ファンド名】	B A Mワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（毎月決算型）
【発行者名】	ベアリングス・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小柳 寿裕
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号 京橋エドグラン
【事務連絡者氏名】	乗田 浩隆
【連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号 京橋エドグラン
【電話番号】	03-4565-1012
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として、ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド受益証券を通じて、世界の公社債に分散投資を行い、インカム・ゲイン（利息収入）の確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり (適時ヘッジ)
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファンズ	なし
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンズ	なし
	日々	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券(債券(一般)))	その他 ()	中南米	ファンズ	なし
		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)	ファンズ	なし
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券（債券(一般)）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1 主として、ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界の公社債(投資適格債)に投資します。

2 各通貨の中長期的な見通しに基づいて通貨配分の変更を機動的に行い、為替変動リスクを適切に管理します。

※為替変動リスクの管理は、マザーファンドで行います。

3 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案するとともに、信託財産の成長にも留意し決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

4 マザーファンドの運用にあたっては、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)に運用指図に関する権限を委託します。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ポイント

1

信用力が高い世界の公社債に分散投資します

格付けで投資適格を有する上質な債券に投資します

当ファンドが投資する
債券の格付け

投資対象とする債券（種別）

例えば以下の債券が該当します



（ご参考）

投資対象としない債券等の例

- ✕ 米国モーゲージ債
投資適格ではあるものの
仕組みが複雑
- ✕ ハイイールド債
主として非投資適格
- ✕ バンクローン
主として非投資適格

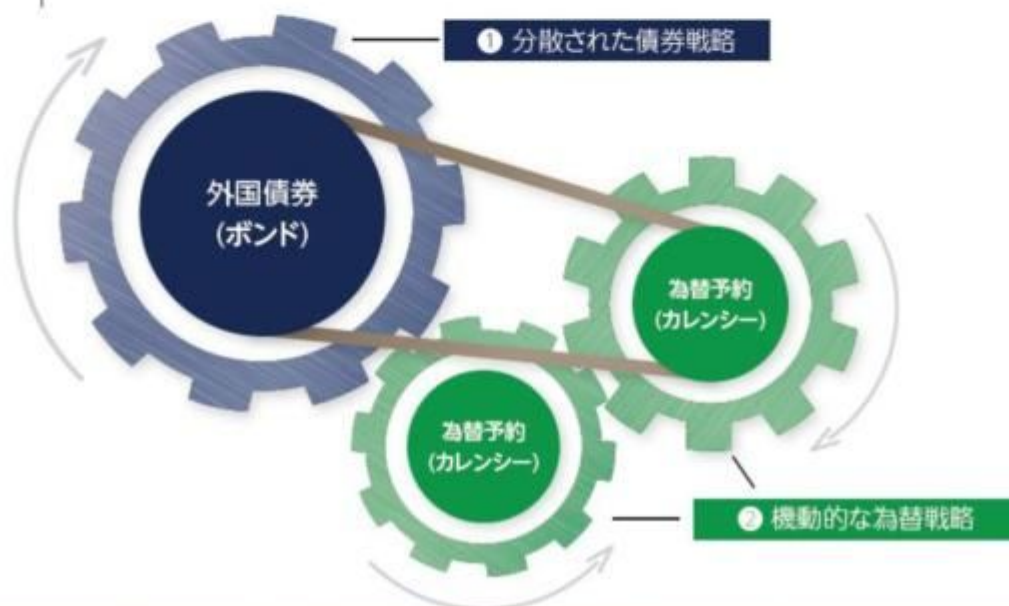
※ 上記は格付けの例としてS&Pの表示方法で表記しています。

※ 格付けを得ていない公社債でも、投資適格債に相当すると判断される場合には投資を行うことがあります。

ポイント

2

2つの戦略がウィンドミルの安定した運用を支えています



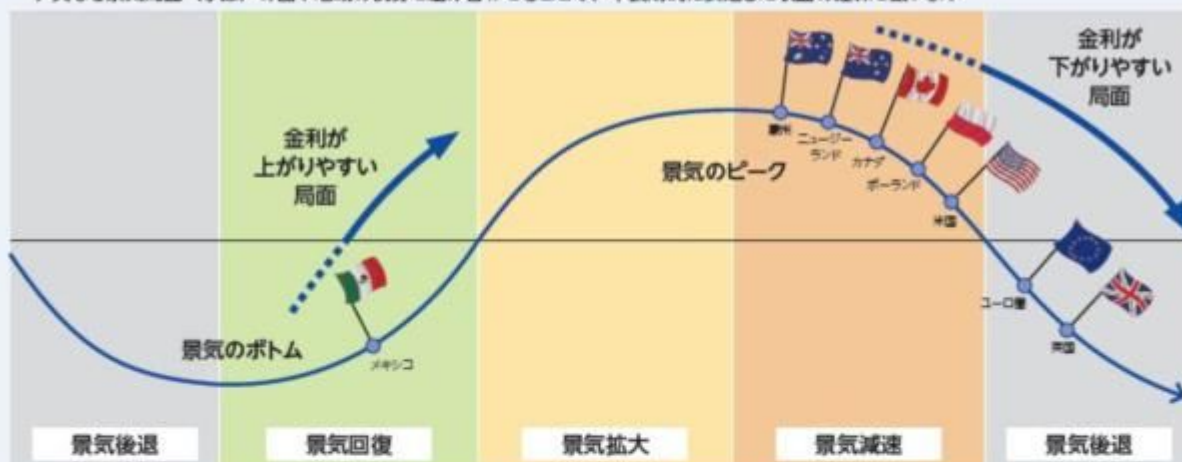
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ウィンドミルを支える 2つの戦略の詳細を見てみましょう

① 分散された債券戦略

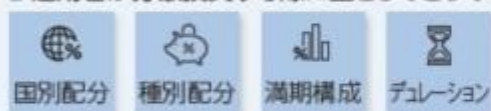
■ 景気局面（季節）が異なる国や地域の中からその時々への投資に適した債券（種別）に分散投資していきます

- ▶一般的に景気は季節の移り変わりのように、春（回復） 夏（拡大） 秋（減速） 冬（後退）を繰り返します
- ▶異なる景気局面（季節）の国や地域の債券を組み合わせることで、中長期的に安定した収益の確保を狙います



※上記は景気循環の状況をあくまで簡単な例として示すものであり、今後の各国の経済情勢を示唆または保証するものではありません。
出所：Markitの製造業PMI指数などを基にベアリングス作成

■ 運用者が分散投資する際に主としてとっている戦略は以下の通りです

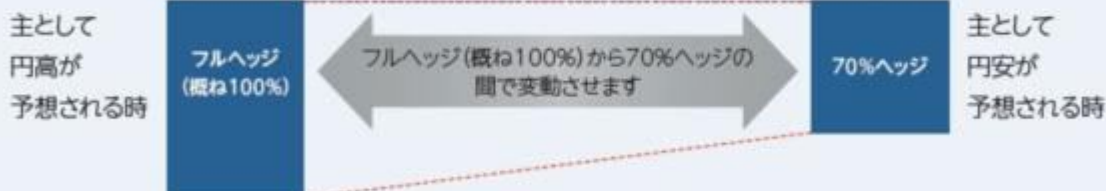


※金利変動リスク管理のため、債券先物等を組み入れることがあります。

② 機動的な為替戦略

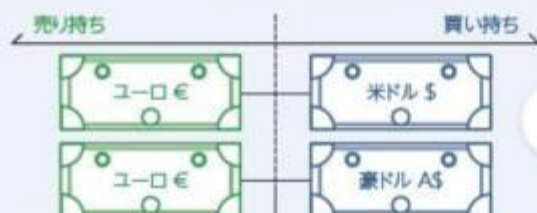
為替予約も使って以下のような戦略をとっています

■ 「外貨」対「円」の為替ヘッジ比率を調整します（「守り」の為替管理）



■ 「外貨」対「外貨」のペア（「買い持ち」対「売り持ち」）を作り、収益を狙うこともあります（「攻め」の為替運用）

例えば



買い持ちにしている通貨が売り持ちにしている通貨に対して値上がりすると基準価額にプラスに寄与し、値下がりするとマイナスに寄与します

※「外貨」対「外貨」のペアは、必ずしも一通貨対一通貨ではなく、一通貨対多通貨となることもあります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ポイント

3

ウィンドミルは国内公募投信として21年を超える運用実績があります

1998年から運用を始め、リーマンショックなど大きな市場変動を乗り越え、安定的な運用実績を残してきました。

ポイント

4

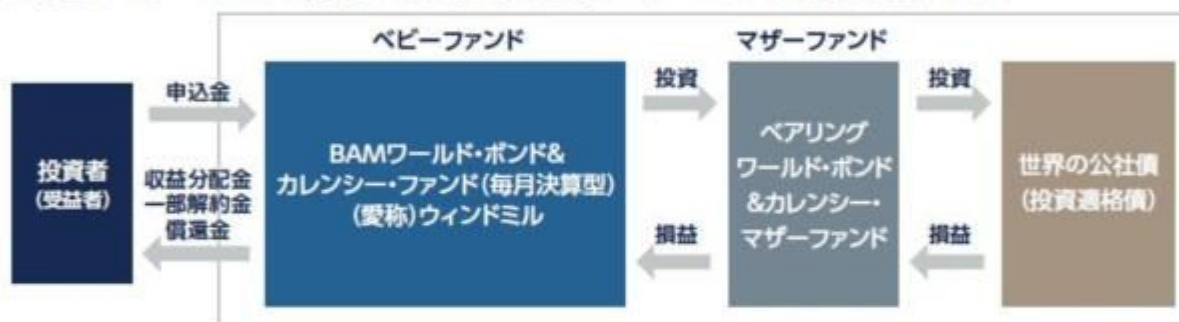
決め手は時間を味方につけた『長期投資』です

ウィンドミルは、ファンド設定以来、保有期間が長くなるにつれて、その間の騰落率がプラスとなった確率が高まりました。

■ ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、ご投資者(受益者)の皆様からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

**■ 主な投資制限**

- ① 株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使により取得した株券に限るものとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

■ 分配方針

原則として、決算時(毎月1回10日(休業日の場合は翌営業日))に以下の方針に基づき収益の分配を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

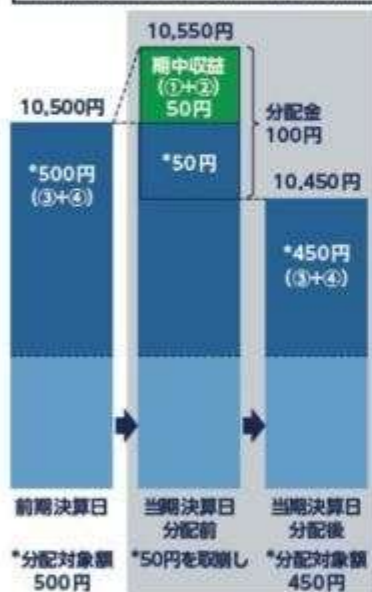
投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金: 期中収益（①+②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

収益調整金: 追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

*左記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

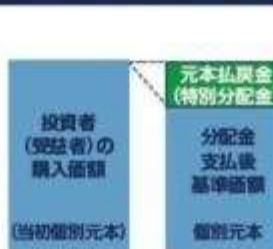
- 投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

信託金限度額

- ・2兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

1998年4月28日

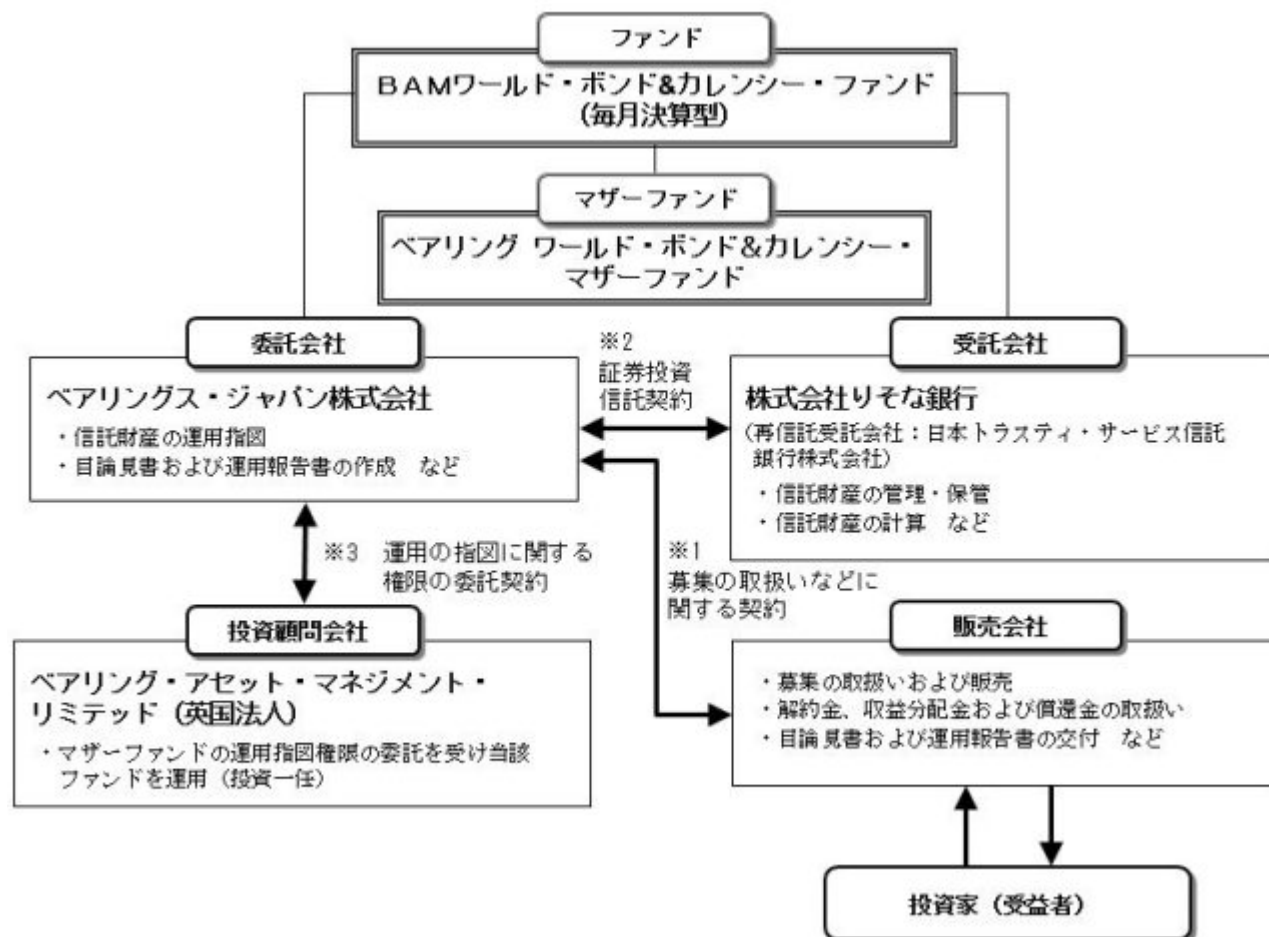
・ファンドの信託契約締結、運用開始

2007年1月4日

- 2013年10月15日

- ・新たに「ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド」を設定しファミリーファンド方式とする旨の約款変更
- ・平成18年改正信託法適用の投資信託とする旨の約款変更
- ・ファンドの名称を「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（毎月決算型）」とする旨の約款変更

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

1) 資本金

250百万円

2) 沿革

1982年1月： ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジメント社東京
駐在員事務所を開設

1986年1月： 日本法人ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジメン
ト・ジャパン株式会社設立

1987年2月： 関東財務局に投資顧問業者として登録

1987年6月： 投資一任契約業認可取得
 1995年1月： ベアリング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号を変更
 1995年9月： ベアリング投信株式会社に商号を変更
 1995年11月： 投資信託委託業認可取得
 1999年4月： ベアリング投信投資顧問株式会社に商号を変更
 2007年9月： 投資助言・代理業、投資運用業登録
 2009年6月： 第二種金融商品取引業登録
 2017年10月： ベアリングス・ジャパン株式会社に商号を変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）ホールディングズ・リミテッド	35 th Floor, Gloucester Tower, 15 Queen 's Road Central, Hong Kong	5,000株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

主として、世界の投資適格格付けの公社債を主な投資対象とするベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資を行い、インカム・ゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

運用にあたっては、主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、以下の方針に基づき行います。

- a) 世界の投資適格格付けの公社債に分散投資を行い、インカム・ゲインの確保と信託財産の長期的な成長を目指します。投資適格の格付けを得ていない場合でも、委託者もしくはマザーファンドにおける約款第17条に従い運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたものが投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行うことがあります。
- b) 為替変動リスクのヘッジ目的および円ベースでの投資収益の確保を目的として、外国為替の予約取引を機動的に行います。
- c) 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- d) 公社債の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
 マザーファンドの受益証券の組入比率は、高位に維持することを基本とします。
 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。
 マザーファンドの運用の指図に関する権限をベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国）へ委託します。

（２）【投資対象】

< B A Mワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（毎月決算型）>

ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条に定めるものに限りま。

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（イ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．国債証券
 - 2．地方債証券
 - 3．特別の法律により法人の発行する債券
 - 4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 5．転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券
 - 6．コマーシャル・ペーパー
 - 7．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 - 8．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1．～7．の証券または証書の性質を有するもの
 - 9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 10．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 12．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 13．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
 - 14．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 15．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 16．外国の者に対する権利で15．の有価証券の性質を有するもの
- なお、第5号の証券および第7号の証券のうち第5号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第4号までの証券および第7号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するもの並びに第10号の証券のうち投資法人債券（外国投資証券で投資法人債券に類する証券を含みます。）を以下「公社債」といい、第9号の証書および第10号の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で5．の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド>

世界の投資適格格付けの公社債を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 5. 転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券
 6. コマーシャル・ペーパー
 7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. ～ 7. の証券または証書の性質を有するもの
 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 16. 外国の者に対する権利で15. の有価証券の性質を有するもの
- なお、第5号の証券および第7号の証券のうち第5号の証券の性質を有するもの並びに第8号の証券または証書で第5号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第4号までの証券および、第7号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものおよび第8号の証券または証書で第1号から第4号までの証券の性質を有するもの並びに第10号の証券のうち投資法人債券（外国投資証券で投資法人債券に類する証券を含みます。）を以下「公社債」といい、第9号の証書および第10号の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、前記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資対象とするマザーファンドの概要

<ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	世界の投資適格格付けの公社債を主要投資対象とします。
投資方針	主として、世界の投資適格格付けの公社債に分散投資を行い、インカム・ゲインの確保と信託財産の長期的な成長を目指します。投資適格の格付けを得ていない場合でも、委託者もしくは約款第17条に従い運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたものが投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行うことがあります。 為替変動リスクのヘッジ目的および円ベースでの投資収益の確保を目的として、外国為替の予約取引を機動的に行います。 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。 公社債の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。 運用の指図に関する権限をベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国）へ委託します。
主な投資制限	株式への投資は転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限るものとし、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超える投資の指図をしません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、 信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	ベアリングス・ジャパン株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

（３）【運用体制】

委託会社は、ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンドの信託財産の運用に関し、運用指図に関する権限の一部を、ベアリングスのロンドン拠点の１つであるベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人）に委託します。

委託会社が属するベアリングスは、世界16ヶ国の40を超える拠点に運用プロフェッショナルを擁し、グローバル債券、株式、オルタナティブを中心にグローバルな運用体制を敷いています。当ファンドの運用については、グローバル・ソブリン債券チーム内の先進国ソブリン債券チームが担当しています。

先進国ソブリン債券チームは、ロンドン及び東京に在籍するファンド・マネジャー4名を含む7名で構成されています。当ファンドに組入れる銘柄はチームによる討議と検証を経て決定されます。

運用のモニタリングに関しては、委託会社の業務管理部（5名程度）において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部（2名程度）において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的開催される運用考査委員会に報告されます。

委託会社の社内規程に関しては、倫理規範、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規則に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

上記の運用体制は、2019年5月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

< B A Mワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（毎月決算型）>

- 1) 株式への投資は転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限るものとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 4) 外国為替の予約取引は、ヘッジ目的に限定しません。
- 5) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 7) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 8) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 9) 先物取引等の運用指図・目的・範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
 - イ) 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券とマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）とを加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等、ならびに約款第17条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額」といいます。）とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの

信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、9) で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行なうことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ9) で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を差し引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ9)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

10) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約に伴う支払い資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払い資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 前記1.の一部解約に伴う資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

イ) 一部解約金の支払い資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。

ロ) 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内。

ハ) 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。

3. 前記2.の一部解約に伴う借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

4. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

5. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

11) 委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超える投資の指図をしません。

12) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド>

1) 株式への投資は転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限るものとし、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

3) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

4) 外国為替の予約取引は、ヘッジ目的に限定しません。

5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

7) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

8) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

9) 先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。イ) 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに約款第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、9) で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ9) で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに約款第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ9) で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

10) 委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超える投資の指図をしません。

11) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドはマザーファンドを通じて世界の公社債など価格の変動する有価証券等に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります）ので、基準価額は変動します。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。したがって、投資者の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

公社債市場リスク（金利変動リスク）

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により公社債相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因になります。また、ファンドが保有する個々の銘柄の公社債については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

為替変動リスク

外貨建資産に投資を行いますので、外国為替相場の変動の影響を受ける為替変動リスクがあります。為替レートは各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大きく変動することがあります。各国通貨の円に対する為替レートの動きに応じて、当ファンドの基準価額も変動します。

信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品および各種派生商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品および各種派生商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約資金を手当てするために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

ファミリーファンド方式にかかるリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金移動があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

その他のリスク

市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、当ファンドの投資方針に基づく運用ができない場合があります。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、ならびにすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

（その他の留意点）

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

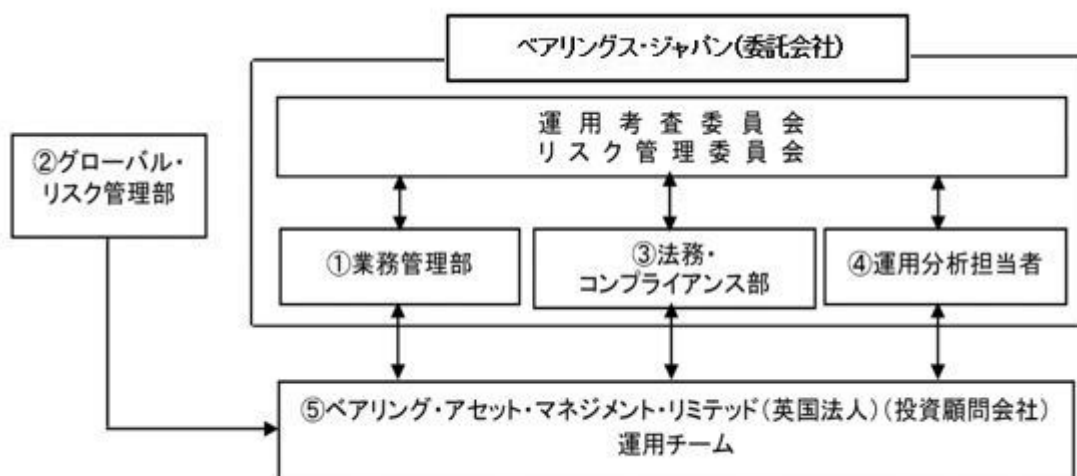
<収益分配金に関する留意点>

- ・収益分配金の支払いは、ファンドの純資産総額（信託財産）から行われますので、収益分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等を超過して支払われる場合があります。
- ・投資者の取得価額（個別元本の状況）によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（２）リスク管理体制

委託会社では、組織規程に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的に開催されております。



業務管理部（委託会社）

業務管理部は、当ファンドの基準価額の計算を行うとともに、運用にかかる法令、諸規則および投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングし、必要に応じて投資顧問会社に連絡すると同時に関係部署に報告します。また、運用考査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。

グローバル・リスク管理部（ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人）（投資顧問会社））

グローバル・リスク管理部は、ベアリングス独自のシステムを使ったリスク管理を行います。個別銘柄からポートフォリオまで広く運用をモニタリングしております。

法務・コンプライアンス部（委託会社）

法務・コンプライアンス部は、法令等の遵守状況をモニタリングし、必要に応じて関係部署に連絡します。また、運用考査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。

運用分析担当者（委託会社）

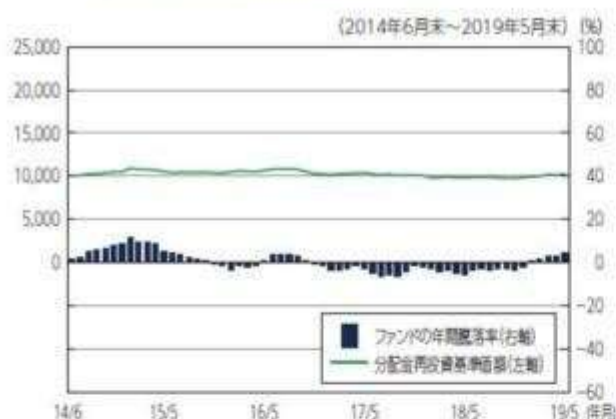
運用分析担当者は、当ファンドに関する運用実績の分析および評価を行い、運用考査委員会に報告します。

運用チーム（ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人）（投資顧問会社））

運用チームは上記、およびの報告、助言を受けて必要に応じ、ポートフォリオの改善を行います。

上記体制は2019年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

■ 当ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

※当ファンドの年間騰落率は、2014年6月～2019年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、2014年6月末を10,000として指数化し、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

■ 当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

※上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2014年6月～2019年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○各指数について

・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI国債

野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.7%^{*}（税抜2.5%）が上限となっております。

*消費税率が10%になった場合は、2.75%となります。

- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
 - ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- 申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.566%^{*}（税抜1.45%）の率を乗じて得た額とします。

*消費税率が10%になった場合は、1.595%となります。

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

純資産総額	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合 計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円未満の部分	1.45%	0.70%	0.70%	0.05%
100億円以上 200億円未満の部分		0.60%	0.80%	0.05%
200億円以上の部分		0.50%	0.90%	0.05%

役務の内容

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

委託会社の報酬には、当ファンドが主として投資するマザーファンドの投資顧問会社（ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人））への運用報酬（年率0.490%以内）が含まれています。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用にかかる消費税等相当額は、5月および11

月に到来する毎計算期間末の純資産総額に対し $0.0025704\%^{*1}$ （税抜 0.00238% ）を乗じて得た額が、その翌日から始まる計算期間を通じて毎日計上され、5月および11月に到来する毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。ただし、当該料率を乗じて得た額が、 $308,572円^{*2}$ （税抜 $285,715円$ ）に満たない場合は、 $308,572円^{*2}$ （税抜 $285,715円$ ）とします。

消費税率が10%になった場合は、以下の通りとなります。

* 1 ... 0.002618% 、* 2 ... $314,286円$

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記、^{（ ）}の手数料等（借入金の利息を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

上記以外の「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記（１）～（４）の手数料等諸費用の合計額については、お申込金額およびご投資者（受益者）の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、 20.315% （所得税 15.315% および地方税 5% ）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、 20.315% （所得税 15.315% および地方税 5% ）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、 20.315% （所得税 15.315% および地方税 5% ）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について

は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

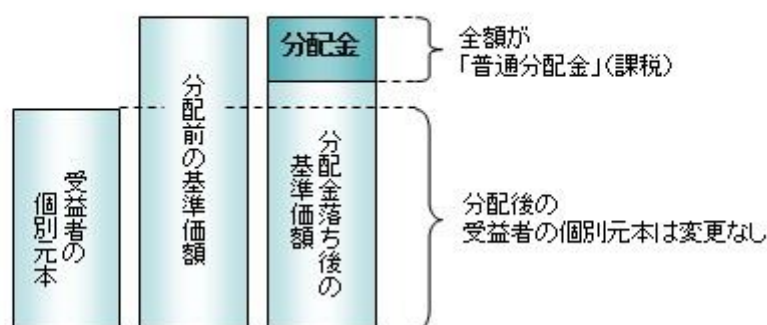
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

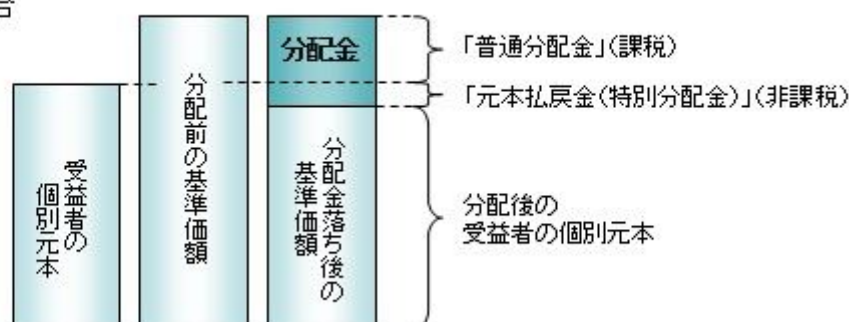
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は2019年5月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（毎月決算型）】

以下の運用状況は2019年 5月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	55,433,742,492	100.09
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	49,736,891	0.09
合計（純資産総額）		55,384,005,601	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド	47,705,458,255	1.1494	54,832,781,902	1.1620	55,433,742,492	100.09

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.09
合計	100.09

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第23特定期間末（2009年11月10日）	29,077	29,230	0.7589	0.7629
第24特定期間末（2010年 5月10日）	30,701	30,860	0.7705	0.7745
第25特定期間末（2010年11月10日）	31,757	31,922	0.7668	0.7708
第26特定期間末（2011年 5月10日）	31,154	31,327	0.7210	0.7250

第27特定期間末	(2011年11月10日)	32,550	32,723	0.7541	0.7581
第28特定期間末	(2012年 5月10日)	68,629	68,996	0.7479	0.7519
第29特定期間末	(2012年11月12日)	126,260	126,930	0.7530	0.7570
第30特定期間末	(2013年 5月10日)	129,882	130,403	0.7472	0.7502
第31特定期間末	(2013年11月11日)	114,925	115,419	0.6992	0.7022
第32特定期間末	(2014年 5月12日)	97,635	98,056	0.6956	0.6986
第33特定期間末	(2014年11月10日)	85,996	86,359	0.7101	0.7131
第34特定期間末	(2015年 5月11日)	87,890	88,263	0.7068	0.7098
第35特定期間末	(2015年11月10日)	85,202	85,584	0.6700	0.6730
第36特定期間末	(2016年 5月10日)	90,452	90,856	0.6730	0.6760
第37特定期間末	(2016年11月10日)	107,681	108,015	0.6450	0.6470
第38特定期間末	(2017年 5月10日)	101,409	101,735	0.6225	0.6245
第39特定期間末	(2017年11月10日)	87,224	87,514	0.6012	0.6032
第40特定期間末	(2018年 5月10日)	71,125	71,375	0.5691	0.5711
第41特定期間末	(2018年11月12日)	59,084	59,298	0.5516	0.5536
第42特定期間末	(2019年 5月10日)	55,185	55,381	0.5640	0.5660
2018年 5月末日		70,162	—	0.5704	—
6月末日		68,410	—	0.5704	—
7月末日		66,476	—	0.5682	—
8月末日		64,757	—	0.5673	—
9月末日		62,583	—	0.5620	—
10月末日		60,306	—	0.5582	—
11月末日		58,597	—	0.5545	—
12月末日		57,954	—	0.5585	—
2019年 1月末日		57,360	—	0.5601	—
2月末日		56,301	—	0.5613	—
3月末日		56,619	—	0.5711	—
4月末日		55,404	—	0.5653	—
5月末日		55,384	—	0.5696	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第23特定期間	2009年 5月12日～2009年11月10日	0.0240
第24特定期間	2009年11月11日～2010年 5月10日	0.0240
第25特定期間	2010年 5月11日～2010年11月10日	0.0240
第26特定期間	2010年11月11日～2011年 5月10日	0.0240
第27特定期間	2011年 5月11日～2011年11月10日	0.0240
第28特定期間	2011年11月11日～2012年 5月10日	0.0240
第29特定期間	2012年 5月11日～2012年11月12日	0.0240

第30特定期間	2012年11月13日～2013年 5月10日	0.0200
第31特定期間	2013年 5月11日～2013年11月11日	0.0180
第32特定期間	2013年11月12日～2014年 5月12日	0.0180
第33特定期間	2014年 5月13日～2014年11月10日	0.0180
第34特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	0.0180
第35特定期間	2015年 5月12日～2015年11月10日	0.0180
第36特定期間	2015年11月11日～2016年 5月10日	0.0180
第37特定期間	2016年 5月11日～2016年11月10日	0.0170
第38特定期間	2016年11月11日～2017年 5月10日	0.0120
第39特定期間	2017年 5月11日～2017年11月10日	0.0120
第40特定期間	2017年11月11日～2018年 5月10日	0.0120
第41特定期間	2018年 5月11日～2018年11月12日	0.0120
第42特定期間	2018年11月13日～2019年 5月10日	0.0120

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第23特定期間	2009年 5月12日～2009年11月10日	1.11
第24特定期間	2009年11月11日～2010年 5月10日	4.69
第25特定期間	2010年 5月11日～2010年11月10日	2.63
第26特定期間	2010年11月11日～2011年 5月10日	2.84
第27特定期間	2011年 5月11日～2011年11月10日	7.92
第28特定期間	2011年11月11日～2012年 5月10日	2.36
第29特定期間	2012年 5月11日～2012年11月12日	3.89
第30特定期間	2012年11月13日～2013年 5月10日	1.89
第31特定期間	2013年 5月11日～2013年11月11日	4.01
第32特定期間	2013年11月12日～2014年 5月12日	2.06
第33特定期間	2014年 5月13日～2014年11月10日	4.67
第34特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	2.07
第35特定期間	2015年 5月12日～2015年11月10日	2.66
第36特定期間	2015年11月11日～2016年 5月10日	3.13
第37特定期間	2016年 5月11日～2016年11月10日	1.63
第38特定期間	2016年11月11日～2017年 5月10日	1.63
第39特定期間	2017年 5月11日～2017年11月10日	1.49
第40特定期間	2017年11月11日～2018年 5月10日	3.34
第41特定期間	2018年 5月11日～2018年11月12日	0.97
第42特定期間	2018年11月13日～2019年 5月10日	4.42

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第23特定期間	2009年 5月12日～2009年11月10日	1,859,219,018	1,126,152,410
第24特定期間	2009年11月11日～2010年 5月10日	3,164,459,458	1,631,791,265
第25特定期間	2010年 5月11日～2010年11月10日	4,150,837,783	2,580,801,816
第26特定期間	2010年11月11日～2011年 5月10日	4,471,352,225	2,678,223,448
第27特定期間	2011年 5月11日～2011年11月10日	4,262,105,513	4,306,708,357
第28特定期間	2011年11月11日～2012年 5月10日	51,577,368,355	2,977,528,584
第29特定期間	2012年 5月11日～2012年11月12日	90,898,897,323	14,993,536,116
第30特定期間	2012年11月13日～2013年 5月10日	57,496,213,219	51,353,249,673
第31特定期間	2013年 5月11日～2013年11月11日	29,601,186,319	39,056,129,175
第32特定期間	2013年11月12日～2014年 5月12日	5,998,558,205	29,999,173,268
第33特定期間	2014年 5月13日～2014年11月10日	6,418,633,131	25,664,765,342
第34特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	15,040,685,077	11,797,510,051
第35特定期間	2015年 5月12日～2015年11月10日	13,203,183,675	10,393,020,725
第36特定期間	2015年11月11日～2016年 5月10日	16,622,244,869	9,375,886,836
第37特定期間	2016年 5月11日～2016年11月10日	43,330,548,876	10,798,406,608
第38特定期間	2016年11月11日～2017年 5月10日	16,487,505,975	20,516,690,180
第39特定期間	2017年 5月11日～2017年11月10日	4,450,499,839	22,270,683,826
第40特定期間	2017年11月11日～2018年 5月10日	1,276,955,469	21,396,329,466
第41特定期間	2018年 5月11日～2018年11月12日	979,573,909	18,843,716,699
第42特定期間	2018年11月13日～2019年 5月10日	1,080,617,207	10,343,277,069

（参考）

ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド

以下の運用状況は2019年 5月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	メキシコ	3,872,038,013	5.46
	スペイン	3,571,401,162	5.03
	ノルウェー	2,812,614,490	3.96
	ニュージーランド	2,341,882,423	3.30
	ベルギー	1,687,819,910	2.38
	ペルー	1,456,391,848	2.05
	ポーランド	1,114,780,590	1.57
	パナマ	993,452,596	1.40
	スウェーデン	878,179,800	1.24
	フィリピン	629,894,681	0.89

	インドネシア	367,188,557	0.52
	アメリカ	264,516,428	0.37
	オーストラリア	201,933,501	0.28
	小計	20,192,093,999	28.46
地方債証券	カナダ	12,664,612,789	17.85
	オーストラリア	10,608,332,446	14.95
	ニュージーランド	7,517,738,494	10.60
	小計	30,790,683,729	43.40
特殊債券	国際機関	7,596,815,813	10.71
	カナダ	3,005,129,835	4.24
	フランス	547,620,788	0.77
	ドイツ	164,176,892	0.23
	小計	11,313,743,328	15.95
社債券	アメリカ	2,353,674,952	3.32
	フランス	776,120,926	1.09
	オランダ	516,597,597	0.73
	ジャージー	380,328,072	0.54
	韓国	285,128,860	0.40
	ニュージーランド	181,881,054	0.26
	小計	4,493,731,461	6.33
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	4,154,535,144	5.86
合計（純資産総額）		70,944,787,661	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	4,307,398,600	6.07
	売建	—	69,809,408,840	98.40

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND 6.50% 14MAR33	45,000,000	10,262.41	4,618,085,760	11,318.93	5,093,521,920	6.500	2033/3/14	7.18
ニュージーランド	地方債証券	NZ LGFA 4.50% 15APR27	45,000,000	7,649.80	3,442,410,498	8,235.71	3,706,071,380	4.500	2027/4/15	5.22
オーストラリア	地方債証券	NEW S WLS 6.00% 01MAY30	34,748,000	9,520.04	3,308,024,766	10,395.12	3,612,097,720	6.000	2030/5/1	5.09

ニュージーランド	地方債証券	NZ LGFA 5.50% 15APR23	38,000,000	7,919.90	3,009,562,347	8,089.57	3,074,037,085	5.500	2023/4/15	4.33
国際機関	特殊債券	EIB 5.625% 07JUN32	11,733,000	19,706.10	2,312,117,521	20,510.37	2,406,481,993	5.625	2032/6/7	3.39
国際機関	特殊債券	EIB 6.00% 07DEC28	12,000,000	18,976.43	2,277,172,296	19,515.31	2,341,837,440	6.000	2028/12/7	3.30
国際機関	特殊債券	IBRD 7.625% 19JAN23	15,000,000	12,810.43	1,921,564,560	12,996.34	1,949,451,360	7.625	2023/1/19	2.75
オーストラリア	地方債証券	VICTORIA TCV5.50%17NOV26	20,000,000	9,023.82	1,804,765,254	9,513.56	1,902,712,806	5.500	2026/11/17	2.68
ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND 3.5% 14APR33	20,000,000	7,713.25	1,542,651,165	8,429.60	1,685,921,250	3.500	2033/4/14	2.38
カナダ	地方債証券	QUEBEC 5.75% 01DEC36	13,835,000	10,820.18	1,496,973,253	11,689.98	1,617,309,065	5.750	2036/12/1	2.28
カナダ	地方債証券	QUEBEC 7.50% 15JUL23	11,600,000	12,719.66	1,475,480,745	13,048.83	1,513,664,883	7.500	2023/7/15	2.13
ペルー	国債証券	PERU 8.75% 21NOV33	8,500,000	15,687.13	1,333,406,412	17,134.02	1,456,391,848	8.750	2033/11/21	2.05
カナダ	地方債証券	BR COLUMBIA6.35% 18JUN31	12,200,000	10,760.86	1,312,825,311	11,470.85	1,399,444,042	6.350	2031/6/18	1.97
ノルウェー	国債証券	NORWAY 3.75% 25MAY21	100,000,000	1,320.47	1,320,470,305	1,305.82	1,305,826,690	3.750	2021/5/25	1.84
ノルウェー	国債証券	NORWAY 2.00% 26APR28	100,000,000	1,276.92	1,276,929,520	1,290.73	1,290,731,400	2.000	2028/4/26	1.82
メキシコ	国債証券	MEXICO 10.0% 05DEC24	200,000,000	598.83	1,197,662,290	615.67	1,231,357,736	10.000	2024/12/5	1.74
スペイン	国債証券	SPAIN 5.15% 31OCT44	6,000,000	19,011.56	1,140,694,122	20,521.71	1,231,302,708	5.150	2044/10/31	1.74
カナダ	地方債証券	BR COLMBA 5.70% 18JUN29	11,500,000	10,216.56	1,174,904,639	10,547.22	1,212,931,220	5.700	2029/6/18	1.71
スペイン	国債証券	SPAIN 5.9% 30JULY26	7,000,000	16,491.80	1,154,426,333	16,937.68	1,185,638,034	5.900	2026/7/30	1.67
スペイン	国債証券	SPAIN 5.75% 30JUL32	6,000,000	18,279.69	1,096,781,834	19,241.00	1,154,460,420	5.750	2032/7/30	1.63
ポーランド	国債証券	POLAND 5.75% 23SEP22	35,000,000	3,205.68	1,121,989,110	3,185.08	1,114,780,590	5.750	2022/9/23	1.57
アメリカ	社債券	MICROSOFT INC5.3%08FEB41	8,000,000	12,609.44	1,008,755,537	13,761.03	1,100,883,026	5.300	2041/2/8	1.55
カナダ	地方債証券	SASKATCHWN 4.75% 01JUN40	9,340,000	9,994.78	933,512,910	10,728.22	1,002,015,748	4.750	2040/6/1	1.41
ベルギー	国債証券	BELGIUM 5.00% 28MAR35	5,000,000	19,099.78	954,989,430	19,748.66	987,433,140	5.000	2035/3/28	1.39
スウェーデン	国債証券	SWEDEN 3.50% 30MAR39	50,000,000	1,688.75	844,376,238	1,756.35	878,179,800	3.500	2039/3/30	1.24
メキシコ	国債証券	MEXICO 7.75% 29MAY31	150,000,000	528.78	793,173,717	549.29	823,947,357	7.750	2031/5/29	1.16
メキシコ	国債証券	MEXICO 6.50% 10JUN21	150,000,000	534.75	802,128,448	549.01	823,517,174	6.500	2021/6/10	1.16
カナダ	特殊債券	HYDROQUEBEC9.375%15APR30	4,700,000	16,128.80	758,053,905	17,317.13	813,905,304	9.375	2030/4/15	1.15
カナダ	地方債証券	QUEBEC 7.50% 15SEP29	5,100,000	14,584.24	743,796,729	15,566.30	793,881,422	7.500	2029/9/15	1.12
ニュージーランド	地方債証券	NZ LGFA 2.75% 15APR25	10,000,000	6,923.00	692,300,674	7,376.30	737,630,029	2.750	2025/4/15	1.04

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	28.46
地方債証券	43.40
特殊債券	15.95
社債券	6.33
合計	94.14

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	29,200,000.00	3,214,999,056	3,188,056,000	4.49
	カナダドル	買建	550,000.00	45,207,300	44,407,000	0.06
	ポーランドズロチ	買建	14,770,000.00	435,152,263	417,695,600	0.59
	豪ドル	買建	4,200,000.00	326,505,792	316,344,000	0.45
	ニュージーランドドル	買建	4,800,000.00	359,037,308	340,896,000	0.48
	米ドル	売建	155,470,000.00	17,216,289,899	16,951,951,300	23.89
	カナダドル	売建	150,138,000.00	12,653,712,777	12,122,155,640	17.09
	メキシコペソ	売建	522,000,000.00	2,963,097,020	2,897,100,000	4.08
	ユーロ	売建	65,950,000.00	8,098,174,415	8,030,731,500	11.32
	英ポンド	売建	50,200,000.00	7,378,517,020	6,915,552,000	9.75
	スウェーデンクローナ	売建	208,000,000.00	2,391,995,372	2,383,680,000	3.36
	ノルウェークローネ	売建	20,000,000.00	250,134,020	248,600,000	0.35
	豪ドル	売建	137,030,000.00	10,942,544,353	10,321,099,600	14.55
	ニュージーランドドル	売建	139,940,000.00	10,613,070,412	9,938,538,800	14.01

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

参考情報

運用実績

■ 基準価額・純資産総額の推移



※上記グラフは設定日から基準日までの推移となります。

※基準価額(税引前分配金再投資)の推移は税引前分配金を全額再投資したものと計算しているため、実際の受益者利回りとは異なります。なお、基準価額は信託報酬控除後です。

基準日	2019年5月31日
設定日	1998年4月28日
基準価額	5,696円
純資産総額	553.8億円

■ 分配の推移 (税引前、1万口当たり)

第247期	2018年12月	20円
第248期	2019年1月	20円
第249期	2019年2月	20円
第250期	2019年3月	20円
第251期	2019年4月	20円
第252期	2019年5月	20円
直近1年間累計		240円
設定来累計		8,290円

■ 主要な資産の状況

<組入上位10銘柄> (マザーファンド)

銘柄	クーポン(%)	満期	格付	通貨	国名	比率(%)
1 オーストラリア・クィーンズランド州財務公社債	6.5	2033年3月14日	AA+	豪ドル	オーストラリア	7.2
2 ニュージーランド地方自治体資金調達機関債	4.5	2027年4月15日	AA+	ニュージーランド・ドル	ニュージーランド	5.2
3 オーストラリア・ニューサウスウェールズ州財務公社債	6	2030年5月1日	AAA	豪ドル	オーストラリア	5.1
4 ニュージーランド地方自治体資金調達機関債	5.5	2023年4月15日	AA+	ニュージーランド・ドル	ニュージーランド	4.3
5 欧州投資銀行債	5.625	2032年6月7日	AAA	英ポンド	国際機関	3.4
6 欧州投資銀行債	6	2028年12月7日	AAA	英ポンド	国際機関	3.3
7 国際復興開発銀行債	7.625	2023年1月19日	AAA	米ドル	国際機関	2.7
8 オーストラリア・ビクトリア州財務公社債	5.5	2026年11月17日	AAA	豪ドル	オーストラリア	2.7
9 ニュージーランド国債	3.5	2033年4月14日	AAA	ニュージーランド・ドル	ニュージーランド	2.4
10 カナダ・ケベック州政府債	5.75	2036年12月1日	AA	カナダ・ドル	カナダ	2.3

※上記は、ファンドが主要投資対象としているマザーファンドの組入上位銘柄です。

※組入比率はマザーファンドの対純資産総額。

債券格付比率 (マザーファンド)

内訳	組入比率(%)
AAA	37.9
AA	35.3
A	17.2
BBB	3.7
現金等	5.9
合計	100.0

※組入比率はマザーファンドの対純資産総額。

※現金等には、未収・未払項目が含まれるためマイナスとなる場合があります。

債券種別構成比率 (マザーファンド)

内訳	組入比率(%)
地方債	43.4
国債	28.5
国際機関債等	15.9
社債	6.3
現金等	5.9
合計	100.0

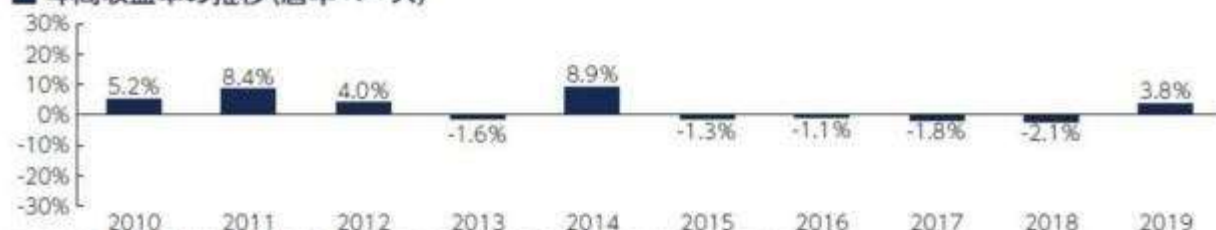
※組入比率はマザーファンドの対純資産総額。

※現金等には、未収・未払項目が含まれるためマイナスとなる場合があります。

※国際機関債等には公社公園債が含まれる場合があります。

※格付は、原則として基準日現在のS&P、ムーディーズ、フィッチの格付によります。なお、各社の格付が異なる場合は、高位の格付を記載しています。

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



※収益率は基準価額(税引前分配金再投資)で計算。2019年は5月31日までの収益率を表示しています。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

※最新の運用実績は委託会社のホームページでご確認することができます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがありま

す。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

< 分配金再投資コース >

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

< 分配金受取りコース >

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。

B A Mワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（毎月決算型）

B A Mワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（1年決算型）

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がロンドン（英国）の銀行休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(8) 申込単位

販売会社にお問い合わせください。

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がロンドン（英国）の銀行休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約制限

クローズド期間および大口解約にかかる制限はありません。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
 <ベアリングス・ジャパン株式会社 営業本部>
 電話 番 号：03-4565-1040
 受 付 時 間：営業日の午前9:00から午後5:00まで
 ホームページ：<https://www.bairings.com/jp/individual>

（６）手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。
 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

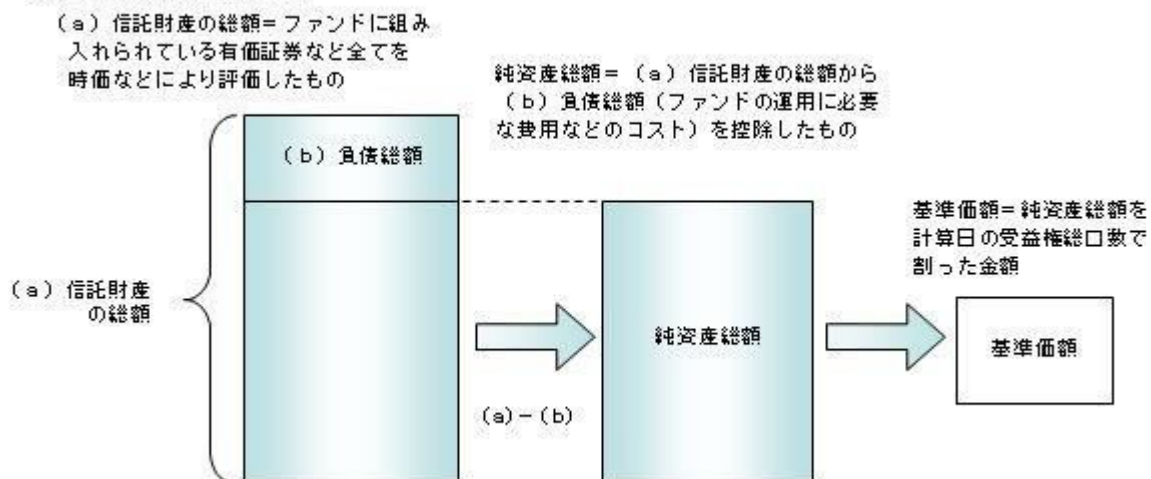
3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

公社債（国内・外国）

原則として、基準価額計算日^{*}における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・ 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・ 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・ 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

^{*} 外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

- ・ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

< ベアリングス・ジャパン株式会社 営業本部 >

電 話 番 号 : 03-4565-1040

受 付 時 間 : 営業日の午前9:00から午後5:00まで

ホームページ : <https://www.barings.com/jp/individual>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（1998年4月28日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎月11日から翌月10日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- １）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ）受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ）やむを得ない事情が発生したとき
- ２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

二）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

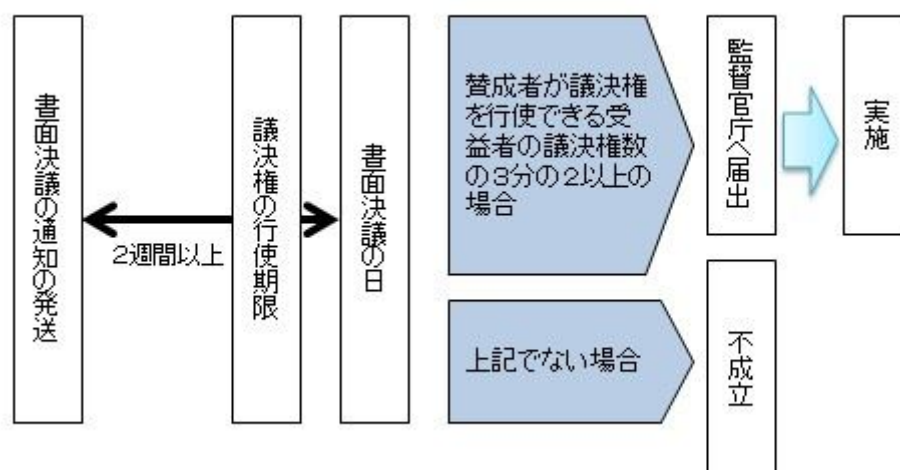
信託約款の変更など

- 1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3）書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（5月、11月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知っている受益者に対して交付されます。

- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <https://www.barings.com/jp/individual>

関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（1）収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（2）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（3）帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、第42特定期間（第247期から第252期まで（2018年11月13日から2019年 5月10日まで））について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第42特定期間（第247期から第252期まで（2018年11月13日から2019年 5月10日まで））の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ＢＡＭワールド・ボンド＆カレンシー・ファンド（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第41特定期間末 (第246期計算期間末) (2018年11月12日現在)	第42特定期間末 (第252期計算期間末) (2019年 5月10日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	59,384,768,360	55,453,676,145
未収入金	171,273,797	35,922,697
流動資産合計	59,556,042,157	55,489,598,842
資産合計	59,556,042,157	55,489,598,842
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	214,222,426	195,697,106
未払解約金	171,273,797	35,922,697
未払受託者報酬	2,949,984	2,455,185
未払委託者報酬	82,599,552	68,745,144
その他未払費用	822,857	822,857
流動負債合計	471,868,616	303,642,989
負債合計	471,868,616	303,642,989
純資産の部		
元本等		
元本	107,111,213,276	97,848,553,414
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	48,027,039,735	42,662,597,561
（分配準備積立金）	-	-
元本等合計	59,084,173,541	55,185,955,853
純資産合計	59,084,173,541	55,185,955,853
負債純資産合計	59,556,042,157	55,489,598,842

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第41特定期間 (第241期から第246期) 自 2018年 5月11日 至 2018年11月12日	第42特定期間 (第247期から第252期) 自 2018年11月13日 至 2019年 5月10日
営業収益		
有価証券売買等損益	42,965,643	2,935,488,437
営業収益合計	42,965,643	2,935,488,437
営業費用		
受託者報酬	18,073,658	15,103,206
委託者報酬	506,062,433	422,889,604
その他費用	822,857	822,857
営業費用合計	524,958,948	438,815,667
営業利益又は営業損失（ ）	567,924,591	2,496,672,770
経常利益又は経常損失（ ）	567,924,591	2,496,672,770
当期純利益又は当期純損失（ ）	567,924,591	2,496,672,770
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,753,953	19,938,690
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	53,849,701,153	48,027,039,735
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,194,422,886	4,575,968,957
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,194,422,886	4,575,968,957
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	425,145,883	475,153,781
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	425,145,883	475,153,781
分配金	1,375,937,041	1,213,107,082
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	48,027,039,735	42,662,597,561

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第42特定期間 (第247期から第252期) 自 2018年11月13日 至 2019年 5月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第41特定期間末 (第246期計算期間末) 2018年11月12日現在	第42特定期間末 (第252期計算期間末) 2019年 5月10日現在
1. 受益権の総数	107,111,213,276口	97,848,553,414口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額	48,027,039,735円	42,662,597,561円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5516円 (5,516円)	0.5640円 (5,640円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第41特定期間 (第241期から第246期) 自 2018年 5月11日 至 2018年11月12日	第42特定期間 (第247期から第252期) 自 2018年11月13日 至 2019年 5月10日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 45,659,091円 (注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 38,635,828円 (注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。
2. 分配金の計算方法 第241期 (自 2018年 5月11日 至 2018年 6月11日) 費用控除後の配当等 A 227,486,587円 収益額	2. 分配金の計算方法 第247期 (自 2018年11月13日 至 2018年12月10日) 費用控除後の配当等 A 203,547,921円 収益額

費用控除後・繰越欠 B	0円	費用控除後・繰越欠 B	0円
損金補填後の有価証 券売買等損益額		損金補填後の有価証 券売買等損益額	
収益調整金額 C	1,618,896,162円	収益調整金額 C	1,274,472,783円
分配準備積立金額 D	0円	分配準備積立金額 D	0円
当ファンドの分配対 E=A+B+C+D	1,846,382,749円	当ファンドの分配対 E=A+B+C+D	1,478,020,704円
象収益額		象収益額	
当ファンドの期末残 F	122,095,591,733口	当ファンドの期末残 F	105,070,154,743口
存口数		存口数	
10,000口当たり収益 G=E/F×10,000	151.22円	10,000口当たり収益 G=E/F×10,000	140.66円
分配対象額		分配対象額	
10,000口当たり分配 H	20.00円	10,000口当たり分配 H	20.00円
金額		金額	
収益分配金金額 I=F×H/10,000	244,191,183円	収益分配金金額 I=F×H/10,000	210,140,309円
第242期		第248期	
（自 2018年 6月12日 至 2018年 7月10日）		（自 2018年12月11日 至 2019年 1月10日）	
費用控除後の配当等 A	249,289,595円	費用控除後の配当等 A	156,739,594円
収益額		収益額	
費用控除後・繰越欠 B	0円	費用控除後・繰越欠 B	0円
損金補填後の有価証 券売買等損益額		損金補填後の有価証 券売買等損益額	
収益調整金額 C	1,563,209,401円	収益調整金額 C	1,249,656,085円
分配準備積立金額 D	0円	分配準備積立金額 D	0円
当ファンドの分配対 E=A+B+C+D	1,812,498,996円	当ファンドの分配対 E=A+B+C+D	1,406,395,679円
象収益額		象収益額	
当ファンドの期末残 F	119,109,584,441口	当ファンドの期末残 F	103,543,645,998口
存口数		存口数	
10,000口当たり収益 G=E/F×10,000	152.16円	10,000口当たり収益 G=E/F×10,000	135.81円
分配対象額		分配対象額	
10,000口当たり分配 H	20.00円	10,000口当たり分配 H	20.00円
金額		金額	
収益分配金金額 I=F×H/10,000	238,219,168円	収益分配金金額 I=F×H/10,000	207,087,291円
第243期		第249期	
（自 2018年 7月11日 至 2018年 8月10日）		（自 2019年 1月11日 至 2019年 2月12日）	
費用控除後の配当等 A	202,416,783円	費用控除後の配当等 A	220,378,289円
収益額		収益額	
費用控除後・繰越欠 B	0円	費用控除後・繰越欠 B	0円
損金補填後の有価証 券売買等損益額		損金補填後の有価証 券売買等損益額	
収益調整金額 C	1,520,785,711円	収益調整金額 C	1,174,709,463円
分配準備積立金額 D	10,755,738円	分配準備積立金額 D	0円
当ファンドの分配対 E=A+B+C+D	1,733,958,232円	当ファンドの分配対 E=A+B+C+D	1,395,087,752円
象収益額		象収益額	
当ファンドの期末残 F	115,858,928,015口	当ファンドの期末残 F	101,397,077,005口
存口数		存口数	
10,000口当たり収益 G=E/F×10,000	149.65円	10,000口当たり収益 G=E/F×10,000	137.58円
分配対象額		分配対象額	

10,000口当たり分配 H 金額	20.00円	10,000口当たり分配 H 金額	20.00円
収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$	231,717,856円	収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$	202,794,154円
第244期		第250期	
（自 2018年 8月11日 至 2018年 9月10日）		（自 2019年 2月13日 至 2019年 3月11日）	
費用控除後の配当等 A	192,515,591円	費用控除後の配当等 A	164,671,354円
収益額		収益額	
費用控除後・繰越欠 B	0円	費用控除後・繰越欠 B	0円
損金補填後の有価証 券売買等損益額		損金補填後の有価証 券売買等損益額	
収益調整金額 C	1,469,344,674円	収益調整金額 C	1,157,060,148円
分配準備積立金額 D	0円	分配準備積立金額 D	17,289,868円
当ファンドの分配対 $E=A+B+C+D$	1,661,860,265円	当ファンドの分配対 $E=A+B+C+D$	1,339,021,370円
象収益額		象収益額	
当ファンドの期末残 F	113,287,091,084口	当ファンドの期末残 F	99,856,084,282口
存口数		存口数	
10,000口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$	146.69円	10,000口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$	134.09円
分配対象額		分配対象額	
10,000口当たり分配 H	20.00円	10,000口当たり分配 H	20.00円
金額		金額	
収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$	226,574,182円	収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$	199,712,168円
第245期		第251期	
（自 2018年 9月11日 至 2018年10月10日）		（自 2019年 3月12日 至 2019年 4月10日）	
費用控除後の配当等 A	186,336,900円	費用控除後の配当等 A	199,770,471円
収益額		収益額	
費用控除後・繰越欠 B	0円	費用控除後・繰越欠 B	0円
損金補填後の有価証 券売買等損益額		損金補填後の有価証 券売買等損益額	
収益調整金額 C	1,400,243,344円	収益調整金額 C	1,127,984,566円
分配準備積立金額 D	0円	分配準備積立金額 D	0円
当ファンドの分配対 $E=A+B+C+D$	1,586,580,244円	当ファンドの分配対 $E=A+B+C+D$	1,327,755,037円
象収益額		象収益額	
当ファンドの期末残 F	110,506,113,490口	当ファンドの期末残 F	98,838,027,441口
存口数		存口数	
10,000口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$	143.57円	10,000口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$	134.33円
分配対象額		分配対象額	
10,000口当たり分配 H	20.00円	10,000口当たり分配 H	20.00円
金額		金額	
収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$	221,012,226円	収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$	197,676,054円
第246期		第252期	
（自 2018年10月11日 至 2018年11月12日）		（自 2019年 4月11日 至 2019年 5月10日）	
費用控除後の配当等 A	189,464,159円	費用控除後の配当等 A	148,502,772円
収益額		収益額	
費用控除後・繰越欠 B	0円	費用控除後・繰越欠 B	0円
損金補填後の有価証 券売買等損益額		損金補填後の有価証 券売買等損益額	

収益調整金額	C	1,323,826,084円	収益調整金額	C	1,116,945,866円
分配準備積立金額	D	0円	分配準備積立金額	D	2,068,955円
当ファンドの分配対	E=A+B+C+D	1,513,290,243円	当ファンドの分配対	E=A+B+C+D	1,267,517,593円
象収益額			象収益額		
当ファンドの期末残	F	107,111,213,276口	当ファンドの期末残	F	97,848,553,414口
存口数			存口数		
10,000口当たり収益	G=E/F×10,000	141.27円	10,000口当たり収益	G=E/F×10,000	129.53円
分配対象額			分配対象額		
10,000口当たり分配	H	20.00円	10,000口当たり分配	H	20.00円
金額			金額		
収益分配金金額	I=F×H/10,000	214,222,426円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	195,697,106円

（金融商品に関する注記）

（１）金融商品の状況に関する事項

第42特定期間 (第247期から第252期) 自 2018年11月13日 至 2019年 5月10日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、ファミリー・ファンド方式により運用を行っております。したがって、ベビーファンドの金融商品には主要投資対象としている親投資信託受益証券が含まれ、マザーファンドの金融商品には有価証券、デリバティブ取引が含まれております。有価証券は、主として外国債券で構成されており、当ファンドはこれらの有価証券の運用により信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、組織規定に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。 さらに、取締役会の委嘱を受けて運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的に関催されております。 取引先の契約不履行による信用リスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引先の信用状況をモニタリングし、取引先とリスク枠などを限定することで管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている場合があります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

第42特定期間末
(第252期計算期間末)
2019年 5月10日現在

1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。

2.時価の算定方法

親投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

金銭債権及び金銭債務

短期間で決済される未収入金及び、未払金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

第41特定期間（第241期から第246期(自 2018年 5月11日 至 2018年11月12日)）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	76,125,550
合計	76,125,550

第42特定期間（第247期から第252期（自 2018年11月13日 至 2019年 5月10日））

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	265,323,264
合計	265,323,264

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

第41特定期間末 (第246期計算期間末) 2018年11月12日現在		第42特定期間末 (第252期計算期間末) 2019年 5月10日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	124,975,356,066円	期首元本額	107,111,213,276円
期中追加設定元本額	979,573,909円	期中追加設定元本額	1,080,617,207円
期中一部解約元本額	18,843,716,699円	期中一部解約元本額	10,343,277,069円

（４）【附属明細表】

第１．有価証券明細表

１．株式

該当事項はありません。

２．株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド	48,241,562,545	55,453,676,145	
合計		48,241,562,545	55,453,676,145	

第２．信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの各特定期間末日（以下「計算期間末日」という。）及び、各特定期間（以下「計算期間」という。）における同親投資信託の状況は次の通りです。また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド

貸借対照表

対象年月日	2018年11月12日現在	2019年 5月10日現在
科目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	114,486,501	42,848,226
金銭信託	278,746	168,891
コール・ローン	784,000,000	450,000,000
国債証券	28,659,784,599	19,407,784,616
地方債証券	27,684,522,972	31,634,652,391
特殊債証券	12,335,376,143	11,718,541,868
社債券	4,639,365,321	4,523,063,227
派生商品評価勘定	261,657,819	1,948,662,646
未収入金	1,479,991,252	837,946,699
未収利息	1,093,962,514	932,813,113
前払費用	93,255,714	91,553,014
流動資産合計	77,146,681,581	71,588,034,691
資産合計	77,146,681,581	71,588,034,691
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,646,467,947	68,387,365
未払金	1,145,239,028	546,275,836
未払解約金	191,009,545	39,008,264
未払利息	2,147	1,232
流動負債合計	2,982,718,667	653,672,697
負債合計	2,982,718,667	653,672,697
純資産の部		
元本等		
元本	67,909,355,323	61,707,152,184
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	6,254,607,591	9,227,209,810
元本等合計	74,163,962,914	70,934,361,994

対象年月日	2018年11月12日現在	2019年 5月10日現在
科目	金額（円）	金額（円）
純資産合計	74,163,962,914	70,934,361,994
負債純資産合計	77,146,681,581	71,588,034,691

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 2018年11月13日 至 2019年 5月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	（1）外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。 （2）資産・負債の状況は、計算期間末日の2019年 5月10日現在であります。当親投資信託の計算期間は原則として毎年11月11日から翌年11月10日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2018年11月12日現在	2019年 5月10日現在
1. 受益権の総数	67,909,355,323口	61,707,152,184口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0921円 (10,921円)	1.1495円 (11,495円)

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

自 2018年11月13日 至 2019年 5月10日
1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。当ファンドはこれらの有価証券の運用により信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。

また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクを回避することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする通貨に係る為替変動の価格変動リスクを有しております。取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では、組織規定に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的に開催されております。

取引先の契約不履行による信用リスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引先の信用状況をモニタリングし、取引先とリスク枠などを限定することで管理しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている場合があります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（２）金融商品の時価等に関する事項

2019年 5月10日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありせん。

2. 時価の算定方法

国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

金銭債権及び金銭債務

短期間で決済される未収入金及び、未払金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

（自 2018年 5月11日 至 2018年11月12日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	848,424,414
地方債証券	892,565,846
特殊債券	602,391,019
社債券	307,324,693
合計	2,650,705,972

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首（2017年11月11日）から計算期間末日までの期間に対応するものであります。

（自 2018年11月13日 至 2019年 5月10日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	643,344,992
地方債証券	1,507,349,433
特殊債券	233,298,964
社債券	142,574,665
合計	2,526,568,054

（デリバティブ取引に関する注記）

（通貨関連）

（2018年11月12日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建	6,736,374,221	-	6,722,246,010	14,128,211

	米ドル	1,300,165,960	-	1,306,285,000	6,119,040
	カナダドル	1,201,869,970	-	1,198,180,000	3,689,970
	ユーロ	2,558,475,490	-	2,514,720,000	43,755,490
	英ポンド	430,963,950	-	441,150,000	10,186,050
	豪ドル	994,059,588	-	1,006,263,000	12,203,412
	ニュージーランド ドル	250,839,263	-	255,648,010	4,808,747
	売建	74,394,173,433	-	75,764,855,350	1,370,681,917
	米ドル	16,965,872,598	-	17,307,708,300	341,835,702
	カナダドル	9,041,273,829	-	9,275,982,000	234,708,171
	メキシコペソ	3,927,918,624	-	3,799,993,250	127,925,374
	ユーロ	11,247,746,272	-	11,508,390,400	260,644,128
	英ポンド	10,923,711,786	-	10,839,055,500	84,656,286
	ポーランドズロチ	2,497,601,810	-	2,517,768,000	20,166,190
	豪ドル	9,765,042,310	-	10,058,082,700	293,040,390
	ニュージーランド ドル	10,025,006,204	-	10,457,875,200	432,868,996
	合計	81,130,547,654	-	82,487,101,360	1,384,810,128

（2019年 5月10日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	3,728,120,766	-	3,663,330,100	64,790,666
	米ドル	1,565,607,906	-	1,554,900,000	10,707,906
	カナダドル	20,832,150	-	20,380,000	452,150
	ユーロ	502,340,035	-	499,243,500	3,096,535
	ノルウェークローネ	594,119,112	-	575,000,000	19,119,112
	ポーランドズロチ	435,152,263	-	422,126,600	13,025,663
	豪ドル	251,031,992	-	244,928,000	6,103,992
	ニュージーランドドル	359,037,308	-	346,752,000	12,285,308
	売建	72,148,635,357	-	70,203,569,410	1,945,065,947
	米ドル	17,249,623,195	-	17,035,090,020	214,533,175
	カナダドル	12,626,240,340	-	12,211,696,000	414,544,340

	メキシコペソ	2,905,799,680	-	2,882,560,000	23,239,680
	ユーロ	8,338,549,635	-	8,261,185,590	77,364,045
	英ポンド	7,378,517,020	-	7,162,536,000	215,981,020
	スウェーデンクローナ	1,249,971,372	-	1,227,960,000	22,011,372
	ノルウェークローネ	844,319,350	-	825,000,000	19,319,350
	豪ドル	10,942,544,353	-	10,488,276,200	454,268,153
	ニュージーランドドル	10,613,070,412	-	10,109,265,600	503,804,812
	合計	75,876,756,123	-	73,866,899,510	1,880,275,281

（注）時価の算定方法

為替予約取引については、以下のように評価しております。

- １．計算期間末日に対顧客先物相場が発表されている外貨については、以下のように算定しております。

（１）計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により算定しております。

（２）計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより算定しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値により算定しております。

- ２．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

2018年11月12日現在		2019年 5月10日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	79,273,583,996円	期首元本額	67,909,355,323円
期中追加設定元本額	1,492,069,594円	期中追加設定元本額	1,391,620,239円

期中一部解約元本額	12,856,298,267円	期中一部解約元本額	7,593,823,378円
期末元本額	67,909,355,323円	期末元本額	61,707,152,184円
元本の内訳＊		元本の内訳＊	
B A Mワールド・ボンド&カレン シー・ファンド（毎月決算型）	54,376,676,459円	B A Mワールド・ボンド&カレン シー・ファンド（毎月決算型）	48,241,562,545円
B A Mワールド・ボンド&カレン シー・ファンド（１年決算型）	13,532,678,864円	B A Mワールド・ボンド&カレン シー・ファンド（１年決算型）	13,465,589,639円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本であります。

附属明細表

第１．有価証券明細表

１．株式

該当事項はありません。

２．株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	BELGIUM 8.875% 01DEC24	5,000,000.00	6,396,136.50	
		INDONESIA 5.875% 15JAN24	2,500,000.00	2,760,562.50	
		INDONESIA 5.950% 08JAN46	500,000.00	591,874.00	
		MEXICO 3.625% 15MAR22	1,240,000.00	1,262,940.00	
		PANAMA 5.20% 30JAN20	4,000,000.00	4,064,500.00	
		PANAMA 6.7% 26JAN36	3,800,000.00	4,935,915.00	
		PERU 8.75% 21NOV33	8,500,000.00	13,191,167.00	
		PHILIPPINES 5.5% 30MAR26	3,800,000.00	4,360,500.00	
		PHILIPPINES6.375%23OCT34	1,000,000.00	1,327,500.00	
		T 6 1/8 08/15/29	500,000.00	665,273.44	
		US TRSY 4.50% 15FEB36	800,000.00	1,005,375.00	
		US TRSY 4.75% 15FEB41	1,000,000.00	1,325,312.50	
		US TRSY 6.375% 15AUG27	200,000.00	259,187.50	
		US TRSY 6.625% 15FEB27	200,000.00	259,796.87	
		US TRSY 6.75% 15AUG26	170,000.00	219,366.40	
		US TRSY 7.125% 15FEB23	333,000.00	391,535.15	
		US TRSY 7.625% 15FEB25	200,000.00	257,046.87	
		US TRSY 8.75% 15AUG20	200,000.00	215,843.75	

小計	銘柄数：18	33,943,000.00	43,489,832.48 (4,777,792,996)	7.1%
	組入時価比率：6.7%			
メキシコペソ	MEXICO 10.0% 05DEC24	200,000,000.00	217,933,800.00	
	MEXICO 6.50% 10JUN21	150,000,000.00	145,842,660.00	
	MEXICO 7.75% 29MAY31	100,000,000.00	95,775,200.00	
	MEXICO 8.50% 18NOV38	50,000,000.00	49,866,080.00	
	MEXICO UDIIL 4.5% 4DEC25	5,000,000.00	32,627,385.25	
	MEXICO UDIIL4.5% 22NOV35	10,000,000.00	67,618,325.66	
小計	銘柄数：6	515,000,000.00	609,663,450.91 (3,487,274,939)	5.2%
	組入時価比率：4.9%			
ユーロ	BELGIUM 5.00% 28MAR35	5,000,000.00	7,990,500.00	
	SPAIN 5.15% 31OCT44	5,000,000.00	8,113,000.00	
	SPAIN 5.75% 30JUL32	4,700,000.00	7,249,750.00	
	SPAIN 5.9% 30JULY26	5,000,000.00	6,898,000.00	
小計	銘柄数：4	19,700,000.00	30,251,250.00 (3,729,071,587)	5.5%
	組入時価比率：5.3%			
スウェーデンクローナ	SWEDEN 3.50% 30MAR39	50,000,000.00	75,835,000.00	
小計	銘柄数：1	50,000,000.00	75,835,000.00 (863,002,300)	1.3%
	組入時価比率：1.2%			
ノルウェークローネ	NORWAY 1.75% 13MAR25	17,000,000.00	17,255,000.00	
	NORWAY 2.00% 26APR28	100,000,000.00	102,620,000.00	
	NORWAY 3.75% 25MAY21	100,000,000.00	104,870,000.00	
小計	銘柄数：3	217,000,000.00	224,745,000.00 (2,813,807,400)	4.2%
	組入時価比率：4.0%			
ポーランドズロチ	POLAND 5.75% 23SEP22	35,000,000.00	39,245,500.00	
小計	銘柄数：1	35,000,000.00	39,245,500.00 (1,126,738,305)	1.7%
	組入時価比率：1.6%			
豪ドル	AUSTRALIA 3.00% 21MAR47	500,000.00	569,483.00	
	AUSTRALIA 3.75% 21APR37	2,000,000.00	2,505,032.00	
小計	銘柄数：2	2,500,000.00	3,074,515.00	

				(236,368,713)	
		組入時価比率：0.3%		0.4%	
ニュージーランド ドル	小計	NEW ZEALAND 3.0% 20APR29	3,000,000.00	3,314,103.00	
		NEW ZEALAND 3.5% 14APR33	20,000,000.00	23,578,500.00	
		NEW ZEALAND 2.75% 15APR37	5,000,000.00	5,436,665.00	
		NEW ZEALND 5.50% 15APR23	200,000.00	230,560.00	
		NEW ZEALND 6.00% 15MAY21	187,000.00	203,848.70	
		銘柄数：5	28,387,000.00	32,763,676.70	
				(2,373,728,376)	
		組入時価比率：3.3%		3.5%	
	合計			19,407,784,616	
				(19,407,784,616)	
地方債証券	米ドル	ALBERTA 3.35% 01NOV23	2,800,000.00	2,897,440.00	
		NOVA SCOTIA 8.25% 30JUL22	5,000,000.00	5,848,401.50	
		QUEBEC 7.125% 09FEB24	1,000,000.00	1,195,600.00	
		QUEBEC 7.50% 15JUL23	11,600,000.00	13,785,440.00	
		QUEBEC 7.50% 15SEP29	5,100,000.00	7,164,480.00	
		SASKATCHWN 9.375% 15DEC20	6,000,000.00	6,610,608.00	
		TOKYO 3.25% 01JUN23	540,000.00	551,961.00	
	小計	銘柄数：7	32,040,000.00	38,053,930.50	
				(4,180,604,804)	
		組入時価比率：5.9%		6.2%	
	カナダドル	BR COLMBA 5.70% 18JUN29	11,500,000.00	14,881,230.00	
		BR COLMBA 9.00% 23AUG24	2,863,000.00	3,849,160.35	
		BR COLMBA 9.95% 15MAY21	2,270,000.00	2,633,971.80	
		BR COLUMBIA 6.35% 18JUN31	12,200,000.00	17,136,242.00	
		ONTARIO 7.60% 02JUN27	3,000,000.00	4,155,660.00	
		ONTARIO 8.10% 08SEP23	2,000,000.00	2,495,720.00	
		ONTARIO 9.50% 02JUN25	5,000,000.00	7,073,800.00	
		ONTARIO 9.50% 13JUL22	136,000.00	167,214.72	
		OTTAWA 4.60% 14JUL42	3,000,000.00	3,786,390.00	
		QUEBEC 5.75% 01DEC36	13,835,000.00	19,711,969.65	
		QUEBEC 9.375% 16JAN23	4,984,000.00	6,290,007.36	
		SASKATCHWN 4.75% 01JUN40	9,340,000.00	12,169,459.60	
		SASKATCHWN 8.75% 30MAY25	5,000,000.00	6,841,700.00	

	小計	SASKATCHWN 9.60% 04FEB22	3,000,000.00	3,611,130.00	
		TORONTO 4.70% 10JUN41	3,000,000.00	3,782,550.00	
		銘柄数：15	81,128,000.00	108,586,205.48	
		組入時価比率：12.5%		(8,868,235,401)	13.2%
	豪ドル	NEW S WLS 6.00% 01MAY30	34,748,000.00	47,198,972.85	
		QUEENSLAND 6.50% 14MAR33	48,000,000.00	70,723,200.00	
		VICTORIA TCV5.50%17NOV26	20,000,000.00	25,056,260.00	
		銘柄数：3	102,748,000.00	142,978,432.85	
	小計	組入時価比率：15.5%		(10,992,181,917)	16.3%
		NZ LGFA 2.75% 15APR25	10,000,000.00	10,265,010.00	
		NZ LGFA 4.50% 15APR27	45,000,000.00	51,508,620.00	
		NZ LGFA 5.50% 15APR23	38,000,000.00	43,038,382.00	
		銘柄数：3	93,000,000.00	104,812,012.00	
	小計	組入時価比率：10.7%		(7,593,630,269)	11.3%
		合計		31,634,652,391	
				(31,634,652,391)	
特殊債券	米ドル	ASIAN DEV BK6.22%15AUG27	3,523,000.00	4,329,922.01	
		EIB 4.875% 15FEB36	2,000,000.00	2,528,432.00	
		HYDROQUEBEC 8.05%07JUL24	2,000,000.00	2,503,988.00	
		HYDROQUEBEC 8.25%15JAN27	2,000,000.00	2,692,114.00	
		HYDROQUEBEC8.875%01MAR26	3,000,000.00	4,094,100.00	
		HYDROQUEBEC9.375%15APR30	4,700,000.00	7,348,741.40	
		IADB 7.00% 15JUN25	1,000,000.00	1,236,150.00	
		IBRD 7.625% 19JAN23	17,400,000.00	20,603,340.00	
	小計	銘柄数：8	35,623,000.00	45,336,787.41	
		組入時価比率：7.0%		(4,980,699,464)	7.4%
	カナダドル	HYDRO-QUEBEC 11% 15AUG20	6,250,000.00	6,965,500.00	
		ONTARIO EL10.125%15OCT21	4,250,000.00	5,077,815.00	
		ONTARIO EL8.90% 18AUG22	2,000,000.00	2,433,420.00	
		RES FRANCE 4.70% 01JUN35	5,500,000.00	6,697,295.00	
	小計	銘柄数：4	18,000,000.00	21,174,030.00	
				(1,729,283,030)	

		組入時価比率：2.4%		2.6%		
英ポンド	EIB	5.625% 07JUN32	11,733,000.00	17,150,126.10		
	EIB	6.00% 07DEC28	12,000,000.00	16,750,800.00		
	小計	銘柄数：2	23,733,000.00	33,900,926.10		
				(4,842,069,274)		
		組入時価比率：6.8%		7.2%		
	ニュージーランドドル	RENTENBK 5.375% 23APR24	2,000,000.00	2,298,000.00		
	小計	銘柄数：1	2,000,000.00	2,298,000.00		
				(166,490,100)		
		組入時価比率：0.2%		0.2%		
	合計				11,718,541,868	
				(11,718,541,868)		
社債券	米ドル	APPLE	4.65% 23FEB46	2,100,000.00	2,319,253.86	
		BELLS TEL	7.00% 01OCT25	1,300,000.00	1,522,660.10	
		BELLSOUTH	6.00% 15NOV34	2,610,000.00	2,722,727.46	
		GOLDMAN S	5.95% 15JAN27	750,000.00	850,615.50	
		MICHIGAN B	7.85% 15JAN22	1,200,000.00	1,332,690.72	
		MICROSOFT INC	5.3%08FEB41	8,000,000.00	9,763,953.60	
		POSCO	5.25% 14APR21	2,500,000.00	2,603,250.00	
		小計	銘柄数：7	18,460,000.00	21,115,151.24	
				(2,319,710,515)		
		組入時価比率：3.3%		3.4%		
	英ポンド	ELEC D FR	6.125% 02JUN34	2,300,000.00	3,232,420.00	
		ENELFI NV	5.625% 14AUG24	1,500,000.00	1,737,900.00	
		FONTER GR	9.375% 04DEC23	1,000,000.00	1,316,400.00	
		GATWICK FD	5.75% 23JAN37	2,000,000.00	2,746,800.00	
		GDF SUEZ	6.125% 11FEB21	2,200,000.00	2,384,580.00	
		INNOGY FIN	6.25% 03JUN30	1,500,000.00	1,991,100.00	
		P&G	5.25% 19JAN33	1,500,000.00	2,017,200.00	
		小計	銘柄数：7	12,000,000.00	15,426,400.00	
				(2,203,352,712)		
		組入時価比率：3.1%		3.3%		
合計				4,523,063,227		
				(4,523,063,227)		
合計				67,284,042,102		

(注)1．通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2．合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3．比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計額に対する比率であります。

4．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 18銘柄	6.7%	7.1%
	地方債証券 7銘柄	5.9%	6.2%
	特殊債券 8銘柄	7.0%	7.4%
	社債券 7銘柄	3.3%	3.4%
カナダドル	地方債証券 15銘柄	12.5%	13.2%
	特殊債券 4銘柄	2.4%	2.6%
メキシコペソ	国債証券 6銘柄	4.9%	5.2%
ユーロ	国債証券 4銘柄	5.3%	5.5%
英ポンド	特殊債券 2銘柄	6.8%	7.2%
	社債券 7銘柄	3.1%	3.3%
スウェーデンクローナ	国債証券 1銘柄	1.2%	1.3%
ノルウェークローネ	国債証券 3銘柄	4.0%	4.2%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	1.6%	1.7%
豪ドル	国債証券 2銘柄	0.3%	0.4%
	地方債証券 3銘柄	15.5%	16.3%
ニュージーランドドル	国債証券 5銘柄	3.3%	3.5%
	地方債証券 3銘柄	10.7%	11.3%
	特殊債券 1銘柄	0.2%	0.2%

(注) 組入有価証券の時価比率については、通貨毎の評価額計の純資産に対する比率です。

(注) 合計金額に対する比率は通貨毎に評価額計の外貨建有価証券の合計金額に対する比率です。

第2．信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（デリバティブ取引に関する注記）に記載しており、ここでは省略しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2019年 5月31日現在です。

【B A Mワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

資産総額	55,517,680,794円
負債総額	133,675,193円
純資産総額（ - ）	55,384,005,601円
発行済口数	97,230,316,537口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5696円

（参考）

ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	71,525,069,215円
負債総額	580,281,554円
純資産総額（ - ）	70,944,787,661円
発行済口数	61,053,467,735口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1620円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

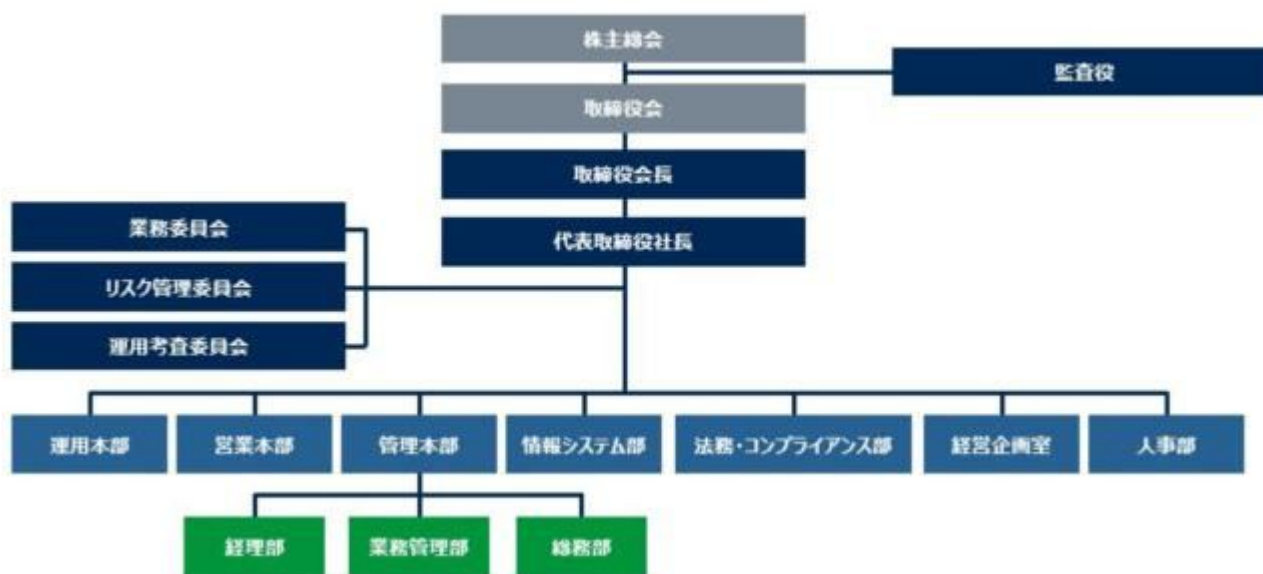
1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2019年5月末現在の委託会社の資本金の額：	250,000,000円
発行可能株式総数：	12,000株
発行済株式総数：	5,000株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

（2）委託会社等の機構

会社の組織図



経営管理態勢

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上10名以内の取締役で構成し、監査役は2名以内とします。当社の取締役の選任は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任するものとし、累積投票によらないものとし、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了のときに満了とし、補欠または増員により新たに選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残存期間とします。監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了のときに満了し、退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとします。

取締役会の決議により、取締役の中から社長1名を選任するものとし、また必要に応じて取締役の中から会長1名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。取締役会はその決議によって、取締役の中から代表取締役を選定することができます。取締役会は、代表取締役がこれを招集します。代表取締役がこれを招集できないときは、取締役会が定める他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日から3日前に各取締役および監査役にこれを発するものとします。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、これを短縮し、招集手続を経ないで、これを開くことができます。

取締役会の議長は、取締役会長がこれに当たり、取締役会長に事故があるときは、取締役会が定める他の取締役がこれに当たります。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席

し、出席取締役の過半数をもってこれを行います。取締役会の議事ならびにその他法令に定める事項について議事録を作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または署名捺印あるいは電子署名し、当社にこれを保管するものとします。取締役会の議事録の写しは欠席取締役および欠席監査役に送付します。

運用の基本プロセス

当社は、アジア(除く、日本)株式以外のトップダウン・グローバル債券及び株式の運用にあたっては、ロンドンに拠点を置くベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人）に、アジア(除く、日本)株式の運用にあたっては、香港のベアリング・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド（香港法人）に、運用指図に関する権限の一部を委託（以下、「運用の外部委託先」）します。

委託会社が属するベアリングスは、世界16ヶ国の40を超える拠点に運用プロフェッショナルを擁し、グローバル債券、株式、オルタナティブを中心にグローバルな運用体制を敷いています。

運用の外部委託先におけるポートフォリオ構築体制は以下のとおりです。

● 債券（通貨を含む）運用体制



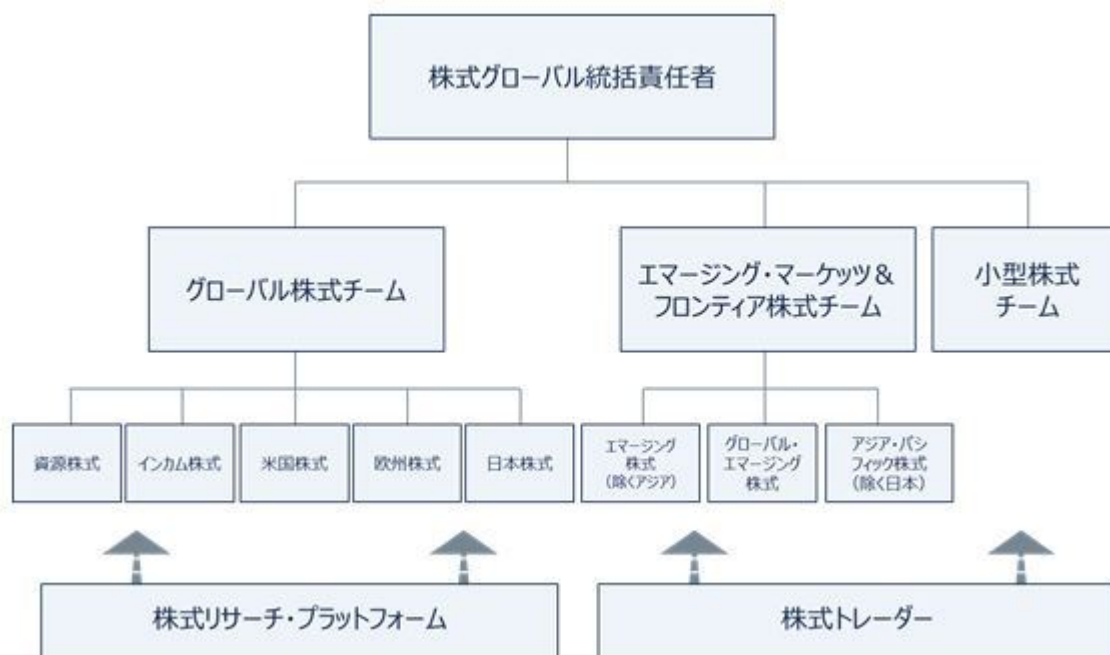
意思決定プロセスの概要

調査：ファンド・マネジャーおよびアナリストは各自担当する市場及び通貨についてトップダウンによる綿密なファンダメンタルズ調査を行います。これらの調査を基にマクロ経済に関する複数のグローバル・シナリオを作成します。

投資戦略の決定：各シナリオにおける金利・為替水準およびクレジットのスプレッド水準を予測し、主要市場の期待リターンを導き出します。シナリオ別の最適化とトラッキング・エラー分析を実行し、どのシナリオが実現してもリスクが限定されかつアウトパフォーマンスの確率の高いモデル・ポートフォリオを構築します。なお、取引の執行については、債券専任のトレーダーが行う体制です。

ポートフォリオの構築：モデル・ポートフォリオをファンドのガイドラインに沿って調整し、ポートフォリオを作成します。

● 株式の運用体制



成長見通しが株価に反映されていない銘柄を探し出し、所定のリスクに対して最も高いリターンをもたらす可能性のある銘柄を選択します。ここではベスト・アイデア（推奨銘柄）による確信度の高いポートフォリオとして表現される銘柄選択能力が極めて重要になります。

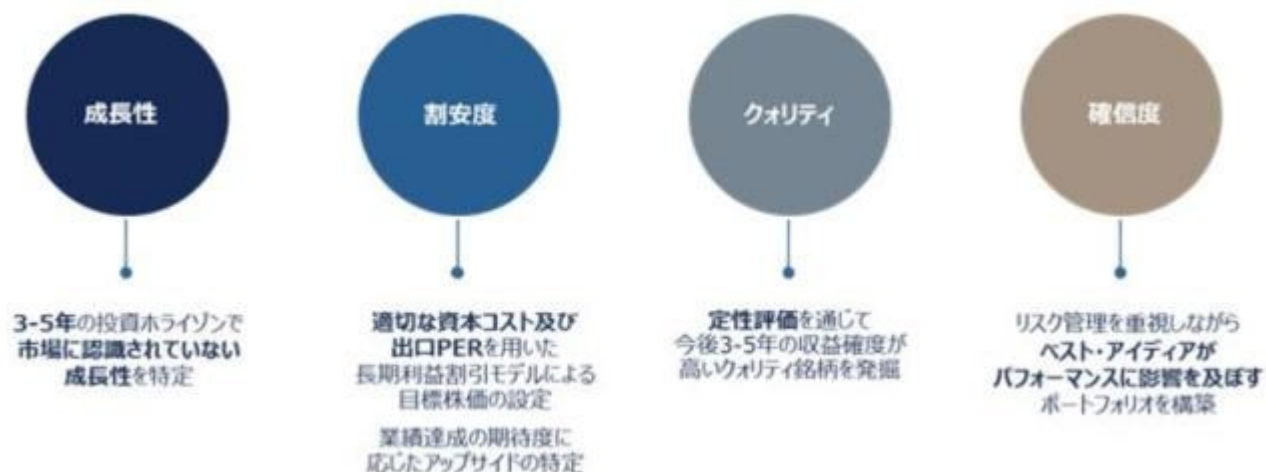
「成長性から見て株価が割安な銘柄」（Growth at a Reasonable Price、GARP）を投資哲学としています。企業の長期的な利益成長が株式市場のパフォーマンスの原動力であると考えており、市場に認識されていない成長機会を発掘するには、今後3年から5年で高い利益成長を達成する可能性が高いクオリティ銘柄を特定することが必要不可欠であると考えています。

投資プロセスの概要



企業調査のフレームワーク

社内共通のフレームワークで調査対象銘柄のスコアリングを行い、投資銘柄の選定やモニタリングを実施します。



なお、取引の執行は、債券は債券専任の、株式は株式専任のトレーダーが行います。

運用のモニタリングに関しては、委託会社の業務管理部（5名程度）において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部（2名程度）において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的に開催される運用考査委員会に報告されます。

委託会社の社内規程に関しては、倫理規範、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規則に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

上記の運用体制等は2019年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2019年5月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	13	104,907,073,754
合計	13	104,907,073,754

3【委託会社等の経理状況】

- 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成30年1月1日至平成30年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	353,299	110,619
前払費用	19,420	20,961
未収委託者報酬	182,174	136,711
未収運用受託報酬	144,847	192,151
未収投資助言報酬	-	1,752
未収収益	* 1 133,877 * 1	901,375
未収消費税等	32,035	-
繰延税金資産	114,875	125,482
差入保証金	54,065	-
その他の流動資産	2,649	674
流動資産合計	1,037,246	1,489,728
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	* 2 270,033 * 2	241,689
器具備品	* 2 124,514 * 2	102,082
有形固定資産合計	394,548	343,771
無形固定資産		
電話加入権	1,850	1,850
ソフトウェア	12,625	8,280
無形固定資産合計	14,476	10,130
投資その他の資産		
長期差入保証金	63,749	40,763
預託金	1,800	300
繰延税金資産	123,840	128,487
投資その他の資産合計	189,389	169,550
固定資産合計	598,414	523,453
資産合計	1,635,661	2,013,182

（単位：千円）

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	9,462	5,120
未払手数料	142,709	179,632
未払委託調査費	18,570 * 1	184,884
その他未払金	* 1 305,098 * 1	290,341
リース債務	1,911	1,911
未払費用	26,978	28,385
賞与引当金	255,053	276,189
未払法人税等	8,649	49,442
未払消費税等	-	38,361
その他の流動負債	20	-
流動負債合計	768,453	1,054,270
固定負債		
リース債務	7,168	5,256

退職給付引当金	73,642	65,748
役員退職慰労引当金	11,055	10,727
固定負債合計	91,866	81,732
負債合計	860,320	1,136,003
純資産の部		
株主資本		
資本金	250,000	250,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	698,000	698,000
資本剰余金合計	698,000	698,000
利益剰余金		
利益準備金	38,587	38,587
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	211,245	109,408
利益剰余金合計	172,658	70,820
株主資本合計	775,341	877,179
純資産合計	775,341	877,179
負債・純資産合計	1,635,661	2,013,182

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)	当事業年度 (自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,973,684	1,476,191
運用受託報酬	395,762	509,112
投資助言報酬	-	5,511
その他営業収益	* 1 181,307 * 1	796,571
営業収益合計	2,550,754	2,787,386
営業費用		
支払手数料	* 1 1,273,504	957,333
広告宣伝費	19,314	13,828
公告費	798	1,087
調査費	82,957	88,526
委託調査費	* 1 86,741 * 1	203,312
委託計算費	66,180	56,616
通信費	7,667	11,271
印刷費	26,444	27,959
協会費	2,008	1,632
営業費用合計	1,565,616	1,361,567
一般管理費		
役員報酬	54,474	97,754
給料・手当	233,437	322,576
賞与	178,259	238,918
交際費	2,872	10,475
旅費交通費	24,754	40,566
福利厚生費	46,805	65,940
人材募集費	6,797	19,387
業務関連委託費用	106,334	108,191
器具備品費	17,781	1,136

租税公課	11,508	25,589
不動産賃借料	85,183	129,836
固定資産減価償却費	31,128	84,330
退職給付費用	9,242	40,752
役員退職慰労引当金繰入額	7,817	3,838
諸経費	52,425	38,222
一般管理費合計	868,823	1,227,519
営業利益	116,314	198,299
営業外収益		
為替差益	-	1,466
受取利息	13	3
法人税等還付加算金	1	-
雑収入	1,005	1,805
営業外収益合計	1,020	3,274
営業外費用		
為替差損	1,543	-
その他	107	-
営業外費用合計	1,651	-
経常利益	115,684	201,573
特別損失		
特別退職金支出額	-	63,329
事務所移転費用	55,892	-
固定資産除却損	29,311	-
特別損失合計	85,203	63,329
税引前当期純利益	30,480	138,244
法人税、住民税及び事業税	11,697	51,660
法人税等調整額	170,513	15,253
法人税等合計	158,816	36,407
当期純利益	189,297	101,837

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	250,000	-	-	38,587	242,682	281,270	531,270	531,270
当期変動額								
合併による増減		698,000	698,000		643,225	643,225	54,774	54,774
当期純利益					189,297	189,297	189,297	189,297
当期変動額合計	-	698,000	698,000	-	453,928	453,928	244,071	244,071
当期末残高	250,000	698,000	698,000	38,587	211,245	172,658	775,341	775,341

当事業年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本	
--	------	--

	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	純資産 合計
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	250,000	698,000	698,000	38,587	211,245	172,658	775,341	775,341
当期変動額								
当期純利益					101	101	101	101
当期変動額合計	-	-	-	-	101	101	101	101
当期末残高	250,000	698,000	698,000	38,587	211,144	172,556	775,443	775,443

注記事項

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備 3年～15年

器具備品 3年～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

（1）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。

（2）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

（3）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当期に帰属する額を計上しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
未収収益	113,991 千円	768,418 千円
未払委託調査費	-	135,350
その他未払金	232,245	249,199

2 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
建物附属設備	7,181 千円	35,526 千円
器具備品	32,551	58,526

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものは以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)	当事業年度 (自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日)
その他営業収益	140,956 千円	654,427 千円
支払手数料	113,108	-
委託調査費	49,696	135,350

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成29年1月 1日 至平成29年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	5,000	-	-	5,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自平成30年1月 1日 至平成30年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,000	-	-	5,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。

また、未収収益は、親会社及び兄弟会社への債権であり、回収に係るリスクは僅少であると判断しております。

営業債務である未払手数料、未払委託調査費は、1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成29年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	353,299	353,299	-
(2)未収委託者報酬	182,174	182,174	-
(3)未収運用受託報酬	144,847	144,847	-

(4)未収収益	133,877	133,877	-
(5)長期差入保証金	63,749	63,749	-
(6)差入保証金	54,065	54,065	-
資産計	932,013	932,013	-
(1)未払手数料	142,709	142,709	-
(2)未払委託調査費	18,570	18,570	-
(3)その他未払金	305,098	305,098	-
負債計	466,378	466,378	-

当事業年度（平成30年12月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)現金及び預金	110,619	110,619	-
(2)未収委託者報酬	136,711	136,711	-
(3)未収運用受託報酬	192,151	192,151	-
(4)未収投資助言報酬	1,752	1,752	-
(5)未収収益	901,375	901,375	-
(6)長期差入保証金	40,763	40,763	-
資産計	1,383,373	1,383,373	-
(1)未払手数料	179,632	179,632	-
(2)未払委託調査費	184,884	184,884	-
(3)その他未払金	290,341	290,341	-
負債計	654,858	654,858	-

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬 (4) 未収投資助言報酬 (5) 未収収益

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期差入保証金

長期差入保証金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1) 未払手数料 (2) 未払委託調査費 (3) その他未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	353,299	-	-	-
未収委託者報酬	182,174	-	-	-
未収運用受託報酬	144,847	-	-	-
未収収益	133,877	-	-	-
長期差入保証金	-	63,749	-	-
差入保証金	54,065	-	-	-
合計	868,264	63,749	-	-

当事業年度（平成30年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	110,619	-	-	-
未収委託者報酬	136,711	-	-	-
未収運用受託報酬	192,151	-	-	-
未収投資助言報酬	1,752	-	-	-
未収収益	901,375	-	-	-
長期差入保証金	-	40,763	-	-
合計	1,342,610	40,763	-	-

(有価証券関係)

前事業年度（平成29年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成30年12月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ関係)

前事業年度（平成29年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成30年12月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。なお、退職一時金制度は、退職給付会計に関する実務指針（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	69,375	73,642
退職給付費用	8,180	31,716
退職給付の支払額	3,913	39,610
退職給付引当金の期末残高	73,642	65,748

(2) 退職給付費用

	前事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)	当事業年度 (自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日)
退職給付費用（千円）	8,180	31,716

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度は1,061千円、当事業年度は9,036千円であります。

(ストックオプション関係)

前事業年度（平成29年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成30年12月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
流動の部		
（繰延税金資産）		
一括償却資産償却限度超過	464 千円	164 千円
未払事業税	63	7,426
未払費用否認	8,325	8,691
賞与引当金	78,709	84,569
ソフトウェア	24	134
税務上の繰越欠損金	27,288	24,496
繰延税金資産小計	114,875 千円	125,482 千円
固定の部		
（繰延税金資産）		
退職給付引当金	21,558 千円	20,132 千円
役員退職慰労引当金	4,410	3,284
資産除去債務	3,050	10,371
税務上の繰越欠損金	205,163	158,269
繰延税金資産小計	234,183	192,057
評価性引当額	110,342	63,570
繰延税金資産合計	123,840 千円	128,487 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
法定実効税率		
(調整)	30.86 %	30.62 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	26.95	25.38
評価性引当金計上	358.74	33.83
合併による影響額	941.93	-
その他	4.33	4.17
税効果会計適用後の法人税等の負担率	521.05 %	26.34 %

（持分法損益等）

前事業年度（自 平成29年1月 1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成30年1月 1日 至 平成30年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当社は、本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち前事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

なお、前事業年度の負担に属する金額は見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

前事業年度（自平成29年1月 1日 至平成29年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	1,973,684	395,762	181,307	2,550,754

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

（単位：千円）

日本	英国	香港	米国	合計
2,369,446	59,761	7,554	113,991	2,550,754

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自平成30年1月 1日 至平成30年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	1,476,191	509,112	802,082	2,787,386

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

（単位：千円）

日本	英国	香港	米国	合計
1,990,815	133,467	8,676	654,427	2,787,386

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自平成29年1月 1日 至平成29年12月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Barings LLC	米国 シャー ロット	591,714 千米 ドル	投資運用業	(被所有) 間接100%	兼業契約	*1情報提供・コ ンサルタント業 務及び委託業務	113,991	未収収益	113,991
						経費の立替	経費の立替	-	その他 未払金	232,245

当事業年度（自平成30年1月 1日 至平成30年12月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Barings LLC	米国 シャー ロット	733,573 千米 ドル	投資運用業	(被所有) 間接100%	兼業契約	*1情報提供・コ ンサルタント業 務及び委託業務	654,427	未収収益	768,418
						運用委託契約	*2運用委託	135,350	未払委託 調査費	135,350
						経費の立替	経費の立替	-	その他 未払金	249,199

(2) 兄弟会社等

前事業年度（自平成29年1月 1日 至平成29年12月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

親会社 の 子会社	Baring Asset Management Ltd.	英国 ロンドン	40,000 千英 ポンド	投資運用業	なし	兼業契約	*1情報提供・コ ンサルタント業 務及び委託業務	59,761	未収収益	15,646
						運用委託契約	*2運用委託	216,876	未払手数料	49,871
親会社 の 子会社	Baring Asset Management (Asia) Ltd.	香港	888,963 千香港 ドル	投資運用業	なし	兼業契約	*1情報提供・コ ンサルタント業 務及び委託業務	7,554	未収収益	4,239
						運用委託契約	*2運用委託	16,516	未払手数料	9,059
						事務代行契約の 締結	*2運用委託	62	未払委託 調査費	72
親会社 の 子会社	Baring Investment Services Limited.	英国 ロンドン	200 英ポンド	サービス 会社	なし	事務代行契約の 締結	*3事務代行手数 料の支払	10,354	その他 未払金	5,074
						役務の受け入れ	*4シ ス テ ム サ ポートの支払	14,043	その他 未払金	3,469

当事業年度（自平成30年1月 1日 至平成30年12月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社 の 子会社	Baring Asset Management Ltd.	英国 ロンドン	40,000 千英 ポンド	投資運用業	なし	兼業契約	*1情報提供・コ ンサルタント業 務及び委託業務	133,467	未収収益	130,998
						運用委託契約	*2運用委託	155,199	未払手数料	111,105
親会社 の 子会社	Baring Asset Management (Asia) Ltd.	香港	942,400千 香港 ドル	投資運用業	なし	運用委託契約	*2運用委託	67,905	未払委託 調査費	49,494
						兼業契約	*1情報提供・コ ンサルタント業 務及び委託業務	8,676	未収収益	1,958
						事務代行契約の 締結	*2運用委託	17,754	未払手数料	3,764
親会社 の 子会社	Baring Investment Services Limited.	英国 ロンドン	200 英ポンド	サービス 会社	なし	事務代行契約の 締結	*3事務代行手数 料の支払	56	未払委託 調査費	40
						事務代行契約の 締結	*3事務代行手数 料の支払	10,478	その他 未払金	1,947
親会社 の 子会社	Baring Investment Services Limited.	英国 ロンドン	200 英ポンド	サービス 会社	なし	役務の受け入れ	*4シ ス テ ム サ ポートの支払	12,555	その他 未払金	8,918

（注）1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生しておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- * (1) 情報提供・コンサルタント業務及び委託業務については、当該会社からの業務委託依頼を受け、その役務提供の割合に応じて計算された金額を受け取っております。
- * (2) 当該会社との運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- * (3) 事務代行手数料の支払については、当該会社より提示された料率および労働費消時間等を基礎として決定しています。
- * (4) システムサポ - トの支払については、当該会社より提示された料率および労働費消時間等を基

礎として決定しています。

2. 親会社に関する注記

Barings LLC（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)	当事業年度 (自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日)
1株当たり純資産額	155,068.35円	175,435.80円
1株当たり当期純利益金額	37,859.48円	20,367.45円

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)	当事業年度 (自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日)
当期純利益金額（千円）	189,297	101,837
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純利益金額 （千円）	189,297	101,837
期中平均株式数（千株）	5	5

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- （4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- （5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円 (2019年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部 (信託財産の管理) を原信託受託者から再信託受託者 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
アーク証券株式会社	2,619百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
あかつき証券株式会社	3,067百万円	
池田泉州ＴＴ証券株式会社	1,250百万円	
いちよし証券株式会社	14,577百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円	
ぐんぎん証券株式会社	3,000百万円	
十六ＴＴ証券株式会社	3,000百万円 (2019年6月3日現在)	
高木証券株式会社	11,069百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
西日本シティＴＴ証券株式会社	3,000百万円	
日産証券株式会社	1,500百万円	
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307百万円	
ＰＷＭ日本証券株式会社	3,000百万円	
百五証券株式会社	3,000百万円	
ひろぎん証券株式会社	5,000百万円	
フィデリティ証券株式会社	9,257百万円	
ＦＦＧ証券株式会社	3,000百万円	
ほくほくＴＴ証券株式会社	1,250百万円	

松阪証券株式会社	100百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
株式会社青森銀行	19,562百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社秋田銀行	14,100百万円	
株式会社大分銀行	19,598百万円	
株式会社大垣共立銀行	46,773百万円	
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行） 1	26,048百万豪ドル	
株式会社きらやか銀行	22,700百万円	
株式会社熊本銀行	33,847百万円	
株式会社新生銀行	512,204百万円	
株式会社親和銀行	36,878百万円	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	
株式会社東和銀行	38,653百万円	
株式会社長崎銀行	6,121百万円	
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	
株式会社百五銀行	20,000百万円	
株式会社百十四銀行	37,322百万円	
株式会社広島銀行	54,573百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
株式会社北海道銀行	93,524百万円	
株式会社北國銀行	26,673百万円	
株式会社山形銀行	12,008百万円	
京都信用金庫	12,240百万円 （出資の総額）	信用金庫法に基づき信用金庫の事業を営んでいます。

1 募集の取扱いを行いません。

（３）投資顧問会社

名 称	資本金の額 （2018年12月末現在）	事業の内容
ベアリング・アセット・マネジメン ト・リミテッド（英国法人）	40,000千英ポンド	資産運用に関する業務を営 んでいます。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（２）販売会社

ファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

（３）投資顧問会社

委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ない
ます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

委託会社は、ベアリング・アセット・マネジメント・グループの頂点に位置するベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人）（投資顧問会社）の間接的な子会社です。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2018年12月21日	臨時報告書
2019年 2月12日	有価証券届出書
2019年 2月12日	有価証券報告書
2019年 3月25日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成31年 3月27日

ベアリングス・ジャパン株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 竹 内 知 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベアリングス・ジャパン株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベアリングス・ジャパン株式会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月28日

ベアリングス・ジャパン株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 竹内 知 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（毎月決算型）」の2018年11月13日から2019年5月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（毎月決算型）」の2019年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ベアリングス・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。